

ウィグモアの法学学校

——明治中期一アメリカ人法律家の試み——

岩谷十郎

序章

一 慶應義塾における法学教育の組織化——創設期法律科のチャレンジ

(一) 法学部法律科前史

(二) ウィグモアを迎えた法律科——教授理念と方法・カリキュラム

二 法律科の「不振」とその原因

(一) 法学部法律科の「不振」——在籍・卒業生の数的把握

(二) 実施カリキュラムの全容——日本法関連科目の増大

(三) 非常勤講師と法律科運営——講師の陣容

(四) ウィグモアの見た義塾法律科——「不振」の原因

終章

序 章

いかなる法を諸君が実践するかが重要なのではない……どのような専攻分野であろうと興味を引くものとなろうし、また時にはやりがいを見いだすことができる。そうではなく、諸君がいかに実践するかが鍵となる重要なことだからなのである。そして私は諸君に、何にもまして、堂々と法を実践することを切望する。

ウィグモア⁽¹⁾

ジョン・ヘンリー・ウィグモア (John Henry Wigmore, 1863-1943) は、一八九〇年（明治三年）慶應義塾大学部発足を目的として招聘された外国人教師のひとりであり、法律科創設において主導的な役割を果たした。彼がハーヴァード・ロースクール卒業後、ボストンのロー・オフィスでの数年間を過ごしたのち、弱冠二六歳の時の来日であった。⁽²⁾ 周知のとおり、明治国家による立法改革は、主としてヨーロッパ大陸各国の法制に準拠した。ウィグモアの滞在した日本は、明治憲法の公布・施行期にあたり、刑法や（旧）民法などの基幹法典が出揃うことにより、国家法の枠組がようやくたちあげられた段階にあった。そしてまたこの時期を境に、我が国の立法や法の解釈方法の指針は大陸法、とりわけドイツ法へと大きく傾斜し始めてゆくことになる。⁽⁴⁾ まさしく「法学は其国の立法と指針を同うすべきを論⁽⁵⁾」じた穂積陳重の予言は現実化し、法をとりまく環境は大きな変節点を迎える。

慶應義塾の大学部開設に際して、ウィグモアを含む三人の外国人教師がアメリカから呼ばれたことは、その「英学尊重の伝統⁽⁶⁾」の上からは理解できよう。⁽⁷⁾ しかしそれが、ことに上述した事情の下に置かれた法律学に関する限り、彼によるアングロ・アメリカ法中心の教育がどのような理念と方法の下にあえて企図されたのか、そしてその実際の効果がいかなるものであったのか、との疑問が私達を悩める。⁽⁸⁾

私は、ウィグモアというひとりの人物が、当時の日本に人材育成という実践を通して関与を果したことの歴史的意義を新たに見つめ直すことを通じて、上記の疑問への接近を始めることにしたい。⁽⁹⁾それはまた、慶應義塾という場における、とくにその大学部設置直後における、法学教育の目的とその原点を見定めることにもつながろう。本稿では、慶應義塾の創設期・大学部法律科の教育プランとその現実的帰結とをすりあわせつつ検討を加えてみる。その結果、あらかじめ結論めいたことになるが、両者間に見られる、むしろ「隔たり」の中にこそ、(ウィグモアという人材を活かし得なかったという意味での) 明治日本における近代法学の揺籃期一般に言及する途が開かれてくるように思えるのである。

(1) Northwestern University School of Law, Bulletin 1991-93, p. 2.

(2) 慶應義塾大学部法律科の創設とウィグモアとの関係は、これまで、ほとんど手塚豊「慶應義塾大学法学部法律学科小史」『明治法学教育史の研究(手塚豊著作集第九巻)』慶應通信、一九八八年(論文の初出は一九五七年)、一八七頁以下、手塚豊・向井健「大学編(法律学科)」『慶應義塾百年史 別巻(大学編)』慶應通信、一九六二年に触れられることに準拠して語られてきた。最近では、一九九〇年に大学部開設一〇〇年を記念して、慶應義塾福沢研究センター・慶應義塾三田情報センター共催の下に、法律学科一〇〇年の歩みを小展示の形で提示した。その際に作成したパンフレット、『我が国の近代法律学の確立と慶應義塾』をも参照されたい。

(3) 今日、私達が手にするこのできるウィグモアについての最も詳細なバイオグラフィーは、William R. Roalfe, John Henry Wigmore: Scholar and Reformer, Northwestern Univ. Press, Evanston, 1977 である。彼の来日の経緯から滞日状況についての叙述は、同書 pp. 13-31 に展開される。なお、右書の日本滞在の部分(pp. 21-31)は、平良「日本におけるウィグモア——法律科創設九十年を機に——」(『三田評論』一九八〇年二月号)に翻訳される(またこの平氏の翻訳に關し、同氏「義塾法学部生みの親ウィグモア教授のこと」『三田評論』一九七九年六月も参照されたい)。

(4) 大日本帝国憲法施行前後(一八九〇年・明治三十年)の立法状況の外観とその法史的意義を考えるには、長谷川正安・利谷信義「日本近代法史」『岩波講座現代法14 外国法と日本法』岩波書店、一九六六年、利谷信義「近代法体系の成立」『岩波講座日本歴史16 近代3』岩波書店、一九七六年、最近の概説書として、牧英正・藤原明久編『日本法制史』青林書院、一九

九三年、山中永之佑編『日本近代法論』法律文化社、一九九四年などを参照されたい。日本近代のドイツ法的展開については、穂積重行氏の「穂積陳重とドイツ法」（『法学協会雑誌』第八四巻五号・一九六七年）を初めとして、同氏の「明治一〇年代におけるドイツ法学の受容——東京大学法学部と穂積陳重」家永三郎編『明治国家の法と思想』御茶の水書房、一九六六年などが先駆的な業績ではあるが、最近、堅田剛「独逸学協会とドイツ法学——加藤弘之および穂積陳重との関連で」（『比較法史学』）「制度知の可能性——比較法史研究4」未来社、一九九五年）、三三二—三三四頁が示唆に富む。なお、長尾龍一「明治法学史の悲喜劇」（『比較法史学会編』『比較法史学会会報』第四号・一九九四年）、一頁以下は、明治期の英法派・仏法派そして独法派の栄枯盛衰を独特な語り調でまとめる。参照されたい。

(5) 穂積陳重「英仏独法学比較論」『穂積陳重遺文集 第一冊』岩波書店、一九三二年、三三二頁（初出は、一八八四年・明治一七年）。

(6) 『慶應義塾百年史 中巻前』、一九六〇年、七一頁。

(7) 西川俊作『大学部開設百年』（慶應義塾大学・福沢記念選書45）、一九八九年は小冊子ながら、極めて分かり易く大学部開設期の状況や経営的ゆきづまりの原因などを指摘する。さらに、三人の招聘アメリカ人教師についての委細に互る説明を巻末に載せる。

(8) 前掲『慶應義塾百年史 中巻前』、七七—七八頁。

(9) もちろん明治初期より、我が国は英法との接触はあった。しかし従来は、その実定法化／裁判規範的側面への影響が具体的な歴史的検証の対象とされてきたため、それ以外の側面、とりわけ法学教育面での叙述は、それほど積極的になされてきたわけではない。伊藤正巳「日本における外国法の摂取——イギリス法」『岩波講座現代法14 外国法と日本法』岩波書店、一九六六年、二六九頁、水田義雄『西欧法事始』成文堂、一九六七年、一四七頁以下、また近時では、五十川直行「日本民法に及ぼしたイギリス法の影響〈序説〉」『現代社会と民法学の動向・下』有斐閣、一九九二年、一頁以下が、詳細な跡付けを行う。

なお、小沢隆司氏の一連の業績、「馬場辰猪の法学啓蒙（上）（下）」——『商法律概論初編』を手がかりにして——（『早稲田大学大学院・法研論集』第六六・六七号、一九九三年）、同「馬場辰猪の『最終』法学講義（上）（下）」——『メイン氏法律史』と明治義塾——（『同前』第七〇・七一号、一九九四年）、同「馬場辰猪と証拠法（上）（下）」——『英国証拠法述義』の論理と倫理——（『同前』第七三・七四号、一九九五年）は、英法の継受研究についての新しい切り口を示している。

(10) 本稿において、法律科の創設期とは、その開設から一〇年間を指す。第一章第二節註9も参照されたい。

一 慶應義塾における法学教育の組織化

——創設期法律科のチャレンジ

(一) 大学部法律科前史

一 福沢諭吉と法学との関係は、いっぽうの経済学との場合とは異なり、これまで自明のこととしてはほとんど扱われてこなかった。⁽¹⁾あるいは扱われるにしても、そこでは福沢個人と法律畑にあるその門弟や塾員たちとのエピソードとして語られることが主であった。⁽²⁾しかもその叙述は、だいたい大学部開設以前までであるのが普通である。

ところで、一八七九年（明治十二年）二月に開設され僅か一年にも満たずに閉鎖された夜間法律科は、当時の学則「明治十三年七月改鑄 慶應義塾中之約束」の中に法律科規則が見られることから、⁽³⁾たしかに慶應における最初の組織化された法学教育の営みであったといえよう。しかし、そもそもその開設自体が福沢と目賀田種太郎や相馬永胤らとの個人的関係に発しており、その閉鎖の理由ももっぱら目賀田らの専修学校創立のためであった。そして目賀田らとともに慶應を離れた学生もあり、彼は翌一八八一年（明治十四年）七月、専修学校の第一期卒業生として名を連ねる。⁽⁴⁾

その後約一〇年を待たなくてはならなかった大学部法律科の開設に際しては、はたしてそれを「再開」といえるほどに、この夜間法律科の経験から学ぶところがあったのであろうか。むしろその一〇年間は、慶應における法律の専門的教育及びその発想は途絶えていたといっても過言ではないと思われるのである。⁽⁵⁾ここで次の引用を見ておこう。

……福沢の慶應義塾は、幕末期の洋学塾のうち近代学校へと成長をとげたほとんど唯一の例である。それは欧米諸国の教育の実状をよく知る福沢が、慶應義塾の教育内容を、たんなる英語の教授から、アメリカ的な高度の普通教育へと、いちはやく切りかえたことによる。ハイスクールにならったとされるその中等レベルの普通教育をかれはさらに経済学（当時は理財学とよばれて

いた）を主体とする高等レベルの教育——かれのいう「実学」へと発展させ、それによって法律系の私学とは異なるタイプの若者たちをひきつけることに成功した。……法律系私学に集まった「法律青年」に対して、……理財学主体の教育は、まさに「実業青年」——将来の実業人のための教育であったといつてよい。⁽⁶⁾

「実学」としての理財学＝経済学主体の教育が、同時期の他の私学との比較において慶應の個性派的性格を際立たせる結果となったことを明快に論じた一文であるといえよう。だがここで注目すべきは、その個性的側面とは、当時の「法律系の私学」に照らしたときに現れてくるものであり、論者は、この限りで慶應を少なくともそうした法律系の私学の列には加えていないことがはっきりしていることである。まさに「慶應」といえば理財科を連想する雰囲気⁽⁹⁾が教育史的文脈において跡付けられたわけである。しかし本稿ではむしろ法律系の専門教育機関としての大学部法律科を考察することに目的を置いており、福沢と慶應義塾の建学の精神、それに理財学の教授が整合的に関連付けられる右引用文に示されたような教育史的観点を、法学教育においてはたして発見し得るかが、まずもって課題とされざるを得ない理由がここにあるのである。

二 ところで、いささか意外なことではあるが、これまで慶應で語られる大学史のテキストの中に、法律科に限ってみても、「開設（開校？）趣意書」のごとき資料にでくわしたことがない。⁽¹⁰⁾

当時の私立法律学校に目を転じれば、例えば、一八八一年（明治一四年）一月の日付をもつ「明治法律学校設立ノ趣旨」がある。これを繙くならば、法律は「大ニシテハ社会ノ構成政府ノ組織」、「小ニシテハ人々各自ノ権利自由」を管掌するものである、だから「邦国ノ榮譽人類ノ命脈皆此学ニ係ラサルナシ嗚呼人文ノ開明国運ノ進歩ヲ図ル者此ヲ舎テ其焉クニカ求メンヤ……公衆共同シ大ニ法理ヲ講究シ其真諦ヲ拡張セントス名ケテ明治法律学校ト曰フ」、⁽¹¹⁾との勇ましい宣言に遭遇する。また、大学部法律科に先立ち、一八八五年（明治一八年）七月に設立した英吉利法律学

校は、その「創立旨趣」に「方今未タ英米法律ノ長所タル法律実用応用ノ道ニ通ズル者少シ……或ハ仏國ノ法律ヲ兼修セシメ或ハ専ラ英米法ヲ攻究スルモ専一ノ力ヲ其全体ニ及ホシ以テ実地応用ノ素ヲ養フモノ未ダ曾テ之レアルヲ見⁽¹²⁾ス」と謳い、英米法教授の学校としての堂々とした名乗りを挙げる。明治法律学校はフランス法に準拠した教育を旨とし、当時としては最大手の法律専門学校である。いっぽう後者は英米法中心の教育機関である限り、まさしく大学部法律科のライバルのはずであった。そしてこれらの学校の背景には、司法省法学校卒業生からなるフランス法派と、東京大学法学部卒業生により組織される法学士会を母体とした英法派がそれぞれ控えていた。両者とも「官」の教育機関ではあるが、官界や司法界にはそうした学派間のさまざまな党派の抗争が渦巻いていたのである。この不協和音はまた、後の民法典論争への導火線となり、やがて発火することになる。

「私学」たる慶應の法律科が産声をあげるのは、こうした法学界の環境の中であつた。いったい慶應が法律の学び家であることは、世間的にいかにアピールされたのか。⁽¹³⁾ むろん、慶應が開設したのはその大学部であり、それを組織する一機関として法律科を置いたのだ、と考えることもできよう（この点、本稿第二章で再論する）。したがって、いわゆる法律単科専門学校としての私立法律学校とは、その制度的出発点がそもそも異なる、との指摘も可能であろう。しかしまたそれだけに、これまで学部史の叙述に際しては、他の私立法律学校一般との比較から説明し難い事実を、慶應義塾の「独特の見識」としてかたづけてきたきらいがあるのではなからうか。『慶應義塾百年史——別巻（大学編・法学部法律学科）』の記者は次のように述べる。

義塾法律科は、外国法中心の法学教育が、諸法律学校において顧みられなくなつた時期にもかかわらず、なお独特の見識から英法中心の学科目を維持し⁽¹⁴⁾た。

そこには、法律学校として他の私立法律学校と通底する側面と、それが慶應義塾（の大学部）であるということからくる個性的側面とが微妙に入り交じつた記述が現れているのである。⁽¹⁵⁾ そしてこのことは、なによりも当時の慶應義

塾における法学教育の位置付けが、いかに自己認識されていたのか、を証示する「開設趣意書」の類いが見当たらない——あるいは当時としても作成されなかった——ことにも結び付いているのではなからうか。ここに日本近代を舞台とした法学教育の流れの中で、慶應を場とした法学教育の位置付けを考える所以がある。

(1) むろんここでは、啓蒙家としての福沢の様々な政治的発言の中に見られる多くの「(国)法」への言及を無視している訳ではない。例えば、一八七八年(明治一年)に発表された「通俗民権論」「通俗国権論」、さらにその翌年に彼が執筆したとされる「国家論」や「民情一新」、そして八一年(明治一四年)の交詢社による「私擬憲法草案」や「私考憲法草案」などの、いわゆる明治一四年政変への導火線となった一連の作品の中には、政党内閣制を基本とする国家統治の憲法による組織化を力強く唱導する彼のイメージがある(参照、坂野潤治「政治的自由主義の挫折——『英国化』としての『欧化』とその変質——」『岩波講座 日本通史第17巻(近代二)』岩波書店、一九九四年)。そうした国政上の創見や発言の中に、福沢の政治思想とともに公法学を語ることも可能かとも考えるが(参照、安西敏三『福沢論吉と西欧思想——自然法・功利主義・進化論——』名古屋大学出版会、一九九五年)、ここでは、むしろ狭義の法律解釈学的なニュアンスを考えている。換言すれば、国家組織的レベルでの立法・政策立案者のセンスではなく、むしろ実定法された法システムを運用して市民相互間の利益調整に目をこらす法解釈者のセンスというべきものを問題にしたいのである。これらの両面はもとより切り離せないものであるとの前提から、もともと思想家としての彼にも、そうした法技術論的要求を問うことが可能ではないかとも考えるのである。とりわけ実定法の完備とともに法学識の一般普及が求められる状況下に開設される法律科であるならば、なおさら既定のものとなった法体系の解釈・運用術の伝授という技術的側面が全面に押し出されざるを得なくなってくるはずである。ここに福沢の「法」観をその教育理念の見地から再構成する余地が開けてくる。例えば、松岡浩「福沢論吉における『法』および『権利』に関する一考察」(『法学研究』第六五巻一二号、一九九二年)、二一七頁以下は、福沢における法思想のトータルな把握を試みた作品である。

(2) 古くは、尾佐竹猛「法律家としての福沢先生」(『三田評論』第四三三号、一九三二年)、手塚豊「福沢先生と法律」(慶應義塾大学・福沢記念選書19)、一九七七年など。

(3) 『慶應義塾社中之約束』(慶應義塾福沢研究センター資料2・佐志傳解題・解説、一九八六年)、七五頁。

(4) 『専修大学百年史 上巻』専修大学出版局、一九八〇年、一八五頁には、夜間法律科から転入した「第一回卒業生」とし

て、「長野県平民 青木直人」と「福島県平民 池田宇三」の名が見える。両者とも、『法律学校入社帳（自明治一二年一二月至明治一三年六月）』（慶應義塾福沢研究センター編『慶應義塾入社帳 第五巻』慶應義塾、一九八六年所収）の中に確認できるが、青木の「身分」として「本塾生」と記載が見られる。彼が入社したのは、『入社帳九号（自明治九年一〇月至明治一二年三月）』（同編『慶應義塾入社帳 第二巻』、一三八頁）によれば、「明治一一年一月一日」と確認されるが、他方の池田には、そのような事実はない。おそらくは、夜間法律科のみの「入社」であったのだろう。

(5) 慶應義塾の学則である各年次の「社中之約束」で追跡する限り、「科業表」の中で法律関係の講義名が現れる最初ものは、一八七三年（明治六年）三月次に、「ウールシー万国公法」が正則科第四年第三期に配当されていることであろう。この慶應における万国公法＝国際公法の教授については、大森正仁「板倉卓造の国際法観（明治期）」（慶應義塾福沢研究センター編『近代日本研究』第八巻、一九九二年発行）、二五頁以下参照。その後、この万国公法に加え、一八八一年（明治一四年）五月には、「ベンザム立法論」が、同年二月には「法律原論」なども加わり、八三年には、「テリイ法律原論」の講義名が見える。このように、法律専門課程を設置しなくても、まさにリベラル・アーツとしての法学教育が実践されていたのである。いっぽうにおける、多くの私立法律専門学校が雨後の竹の子のように現れてくるこの時期にあって、上記のような慶應において行われていた「教養としての法学教育」を再考・再吟味してみる余地はありそうである。なお後註8も参照のこと。

(6) 天野郁夫『学歴の社会史——教育と日本の近代——』新潮社、一九九四年版、九四頁。

(7) たしかに、明治五年二月の『学問のすゝめ 初編』に記された、「人間普通日用に近き実学」とは、「譬へば、いろは四十七文字を習ひ、手紙の文言、帳合の仕方、算盤の稽古、天秤の取扱等を心得」る他、地理学、究理学、歴史学、経済学、そして修身学が挙げられるが、法学の名は見当たらない（『福沢諭吉全集 第三巻』岩波書店、一九五九年、三〇頁）。

(8) 慶應は、「覚醒予言型高等教育」のモデルであるとして、他の法律専門学校などから発展した「適応技術型私学」と區別して論ずるのは、麻生誠『大学と人材養成』中央公論社、一九七〇年、一〇四頁以下参照。尤も、同書は、大学部成立以前の慶應における「一般教養的教育」を評価する視点が背景にある。大学部設置以降の、慶應を場としたいわゆる専門教育が、他の私学との比較からどうか、という問題は扱われてはいない。

(9) 手塚豊「慶應義塾法学教育事始」『明治法学教育史の研究（手塚豊著作集第九巻）』慶應通信、一九八八年、二二九頁。それに、教頭門野幾之進により一九〇〇年（明治三十三年）五月から実施された学制改革では、それまでの文学・理財・法律の区別からなる三科制が廃止され、すべて大学部に統合された際、必須科目としてすべて経済学関係の科目が挙げられ、法律のそれは単なる選択科目として設置されたにすぎないという事実がある。ここに法律科は一時ほとんど「魔絶状態」を迎える

ことになったのである（前掲『慶應義塾百年史 別巻（大学編）』法学部、二八―二九頁）。本稿の扱う法律科の「創設期」とは、その開設から右事実に至るまでの一〇年間を指すものとする。

〔10〕 前掲『慶應義塾百年史 中巻前』、『同別巻（大学編）』のそれぞれ法学部（法律学科）に関する叙述を参照のこと。

〔11〕 『明治大学百年史 第一巻史料編Ⅰ』、一九八六年、七一頁。

〔12〕 『中央大学五十年史』、一九三五年、三一四頁、中央大学百年史編集委員会専門委員会編『東京都公文書館所蔵 中央大学関係史料（中央大学史料集第一集）』中央大学出版部、一九八四年、二〇頁。

〔13〕 天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、一九九〇年版、四二二頁以下、「法学系私学の生成と発展」は本稿の趣旨に照らし、極めて示唆に富む論稿である。

〔14〕 前掲『慶應義塾百年史 別巻（大学編）』、二七頁。

〔15〕 最近では、もはや本稿の対象時期である「創設期」を離れ、むしろ神戸らのドイツからの帰国以降、すでに「ドイツ型」となった日本の解釈法学の機運の中に「慶應法学」の出発点を見る試みが提示されている。宮沢浩一「慶應法学の第二世紀」『法学研究』第十六巻一号、一九九二年、一六頁。しかし、ウィグモアを擁した創設期法律科がもはや前史としてのエピソード的にのみ語られるにすぎないものなのか、本稿の問題視角の一端はここにもある。

（二）ウィグモアを迎えた法律科——教授理念と方法・カリキュラム

一 大学部開設の前年、すなわち一八八九年（明治二年）一〇月三日に横浜に到着したウィグモアは、その五日後には他の二人のアメリカ人教師とともに、三田を訪ねて^{〔1〕}いる。後日彼らは、大学部に入学を希望する義塾別科の学生たちの英会話の訓練を依頼され、一月二日頃から三田で学生たちとの接触を始める^{〔2〕}。翌月の三日付けでウィグモアの妻エンマ（Emma）からその母親に宛てた書簡では、こうした塾生との交流は毎日続けられていたことが記され^{〔3〕}る。大学部における授業が開講される以前より、彼らと義塾との実地的な関わりは始まっていたのである。

ところで、ウィグモアが慶應義塾に雇い入れられるに際し、福沢ととり交わした雇用契約書には、教授期間や教授料などの取り決めが記されたほか、次のような一文が挿入された^{〔4〕}。

……there is to be no obligation to teach any other branch than law; Mr. Wigmore is to be in full control of all subordinate teachers in his department.

彼が法律以外の分野における教授義務を負わないこと、そして法律科における補助教員に対する「完全なる監督権」を行使し得ることなどが明記されているのである。尤も同契約書の中には教育の具体的な内容や方法などに触れた条項や箇所は全く見当たらない。それらは雇用契約の内容の対象外とされたとも考えられるが、彼の被用者としての教授生活の上で、右一文はかなり包括的な意味をもち得た規定であつたのかもしれない。大学部が開設される直前の『評議員議事録』には、大学各科の課程は「討議ノ末大学課程編成委員ト外国教師トノ協議ニ一任スルニ決ス」⁽⁵⁾と見え、カリキュラム編成についてウィグモアが自らの創意を必ずしも無制限に奮えたわけでもないことが窺える。実際、ウィグモアは「近代日本における法学教育」という論文の中で、当時の私立（法律）学校における議事の進行や決定様式について次のような観察をしている⁽⁶⁾。

教科の整備、教授方法の選択、その他の事柄について、責任者はいったい誰なのかを示すことが、まさに難しいのである。（中略）僅かな学校には、とりわけ東京専門学校と慶應義塾には、卒業生と出資者の中から彼ら自身によって選任された二〇人ほどからなる審議会（Council）が置かれ、給与や、講師の雇用、解雇などについての決定を求められる。しかし、日本では儒教原理（Confucian principle）に基づき、ルールが余り考慮されないのである。（中略）私の知る限り、アメリカにおけるような教授団（Corps of instructors）を有し、運営を彼らの討議に委ねる学校は、ひとつとして存在しない。こうしたやりかたは、雇われて外国からきた教師にとっては、しばしば失望の源となる。

右の引用文中には東京専門学校の名も見えるが、こうした叙述をウィグモアが為し得た背景には、彼の慶應における実体験が大きな動機付けとして作用したのではなからうか⁽⁷⁾。彼は、異国の慶應という場において、様々な人的・制度的制約を受けつつ、自らが招かれた明治中期の日本の法学状況に目を見張ったに違いない。前掲した書簡は、大学の開設以前の、まるで「毎日が休日⁽⁸⁾のよう」に、家具や色々な調度品を整えながら日本の日常の中に徐々に溶け込

んでゆく新婚夫妻の姿を伝える。しかしそのいっぽうでウィグモアは、日本（慶應）との関わりを得て初めて法学教育者として歩みだす自らを顧み、好奇心と不安にかられる憂鬱な時間を過ごしたに違いない。彼はまだボストンにいるころ、慶應への就職を斡旋してくれた、時のハーヴァード大学学長エリオットに宛てて、次のように書いていた。

私はこの職を、私がうまく法学教授ができるかどうか、またどの程度できるのかを示すために与えられた機会と考えます。私自身、私がどれだけできるか知ることにはたいへん興味があります。というのは、この種の活動にたいへん魅力を感じるとともに、私が頭では十分はつきりと理解している理想を、実際に当たって実現することに成功するかどうかは、多くの人々が失敗しているので、まだわかっていないのですから。⁽⁹⁾

二 かくして一八九〇年（明治三年）一月二十七日、大学部はその始業式を挙行政した。その席上、三人の外国人教師たちは、それぞれの立場から記念演説を行う。演壇に上ったウィグモアは次のように学生たちに語りかけた。⁽¹⁰⁾

校長役員及び大学部生徒諸君。今日此開業式の大切なるにも拘はらず、予は長演説をなさずして受持の学科即ち法律の一特質に付き学生諸君の注意を喚び起すまでに数言を吐露して以て祝辞に代ふべし。諸君が注意を促さんとする特質と申すは単に法律は専ら原理より成り立つと云ふに外ならず、此事實は至極簡単なるが如しと雖とも之に伴ふ大切な効力多し。今左に其二三を論述せん。

第一法律を学ぶに於て緊要なるものは制法にあらずして原理なることを記憶すべし。凡そ人生中に有りとあらゆる諸般の事物に適用すべき諸の制法を一々了解するは諸君の為に必要にもあらず。亦出来得べき事にもあらず。斯る諸般の事物に適用すべき制法は一も現存する無くして諸君の授与せらるる⁽¹¹⁾ものは原理に過ぎざれば諸君は任じて処理すべき場合の種々様々なる有様に依じて自から此原理を適用せざる可からず。而して法律を制法のみ相集まりたるものとして学ばんとする人は其性質を誤解するが故に功を奏せざるならん。其原理は広且大にして幾百千の位置に適用するを得べし。蓋し制法は死物にして原理は活動せり。例へば余の一友人一家を所有して其部屋々々を裝飾するに異様の風を以てし或はムーア風を用ふるもあり、或はクイーンエリザベス風、或はクイーンアン風又は或は日本風を以てするもあり。其他種々の異風を用ふとせん。今若し余は是等の室内にある物

体の特質と外観を知らんと欲せば夫れ／＼の物品を点検し以て室内の諸物を認識する為に注意して各室を巡視するの必要あるか否か決して然らず。其前既にムーア風とは如何なるものかクインアン風とは如何なるものかを知りしならば、余は態々室内に入るに及ばずして諸室の全体の特質即ち牀は如何なる風か壁或は椅子等是如何なる有様なるかを推考するを得べし。之と等しく諸君が充分に法理の意味を知得せしならば諸君は此原理適合すべき諸般の事物に用ふるの鍵を握れる者と云ふべし。斯る次第なるが故に法律学は唯だ記憶を演習するものにあらず才智を研磨するものにして議論の力を鼓舞し推理の能力を鋭敏ならしめ想像力を強くし精神の感覚を拡むるものなり。是に於てか吾人は単に制法に依て生活する代りに道理に依て生活すべし。

法律は専ら原理より成り立つと申す真理の第二の効力は、即ち法律の業務は真に商売にあらずして一の学問なりと云ふにあり。抑も人間行為の實際に潤大なる原理を絶えず適用するの習慣は吾人をして常に事物の道理を思索するなり。斯くの如くして正道に基づく原理と絶えず相触るれば吾人の性質を高尚ならしむるの効あるに相違なかるべし。左り乍ら是等の高尚なる勢力も時として効を奏せざる事あり。何となれば狀師は平常最も人心を迷はすべき誘惑物を以て誘はるればなり。則ち一方に於て訴訟委託人は狀師が正理に叶はざることを知る所の訴訟を囑托し恐らくは猶又巨額の報酬金を申出すべし。然るに他方に於て狀師は法律の大原理に拠り此訴訟は不正にして若し勝訴となれば正道に戻るべきを知れり。此際に當て是等の勢力の執れが勝を制すべきか。是ぞ屢々狀師の心中に現はる衝突なり。狀師は須らく法律の大原理の高尚なる勢力を要すべし。其原理の大勢力を有するは全く原理の原理にして生気なき制法にあらざるが為めのみ。凡そ制法中には道德上の勢力を含まざれとも原理中には之れ有り。

最後に吾人をして尚ほ法律は専ら原理より成り立つと申す真理の一効力を挙げて諸君の注意を促さしめよ。是等の原理は勝手に又は偶然に制定したる適宜の法則にあらずして人間の關係する所の専務に於て正道とは如何なるものかに就き人間の意思を表明したるものなり。而して善惡正邪を弁別する人間の意思は文明国を通じて大抵同様なるが如く正道即ち法律の原理に関する人間の意思は近代の文明に於て余り異なるものにあらず。勿論異なりたる名称は用ひらるゝならんかなれとも其意思は同一なり。是は人情普通の事なるべし。何となれば人間の行為は何国にても略ぼ同一にして独逸人、仏蘭西人、米国人又は日本人たるを問はず何人と雖とも売買し、強盜し、殺人し、従僕を雇ひ、組合を起し、鉄道を敷設し及び自分の家屋を抵当とすればなり。故に人間が正道の同じ原理を發明するは避く可からざる事なり。蓋し格段なる制法は国々に於て異なる事もあらんなれとも大原理の存在する有様は孰れも更に異なることなし。是を以て米國法律を教授せんが為め日本に渡來する人あるも決して怪しむに足らず。充分に米法の大切なる原理を了解する人々は日本にて採用せらるべき他法の制法を了解するの困難にあらざる事を知り、仮令へ

其原理は異名を冠して現はるゝも彼我同様の原理を認むるを得べし。故に日本に於ては世界中最も善美にして出藍の誉ある法度を制定せんが為め今の時に當りて他に勝れたりとする所の諸國諸般の法律を対照斟酌すること必要なるべし。

この記念すべき大学部開業式に当たって、ドロップパーズは「日本文明の光輝」ある歴史について熱弁を奮い、「今の日本が此騎虎の勢に乘じ其採るべき道は、只一に才学兼備、熟練曉達の俊才を養成する」ことにあり、ここにこそ「慶應義塾大学部の設けある所以」を高らかに謳い上げる。かたやリスカムは「人類と文学の關係」を説くに当たってキケロに言及し、およそ教育の目的とは何ぞや、と厳かな語りで迫る。⁽¹¹⁾だが、若輩ゆえの遠慮？のせいかウィグモアの記念演説には、そうした思い入れの強さがほとんど感じられない。⁽¹²⁾その所説は徹頭徹尾、自明視された法の存在とそれを学ぶ効用をめぐる立論されている。段落ごとにその要旨を確認しておこう。

まず第一に、法学の「緊要」な対象は、「制法」（＝実定法）ではなく「原理」にあることをはっきりと明言している点である。しかも「制法は死物にして原理は活動せり」との両者を対比させる視点には、ことのほか「制法」を「原理」の前に低く位置付ける思考が存在しよう。文脈を追えば、論者の「制法」へと向ける懷疑的なまなざしが伝わってゐる。「処理すべき場合の種々様々なる有様に應じて自から此原理を適用せざる可からず」、ここで「原理の適用」という表現から、個々の解決案が既存の原理から演繹されることを予定するニュアンスとしても読め、そこには一つの体系的思考が前提とされているのだと思われる。だからこそ「充分に法理の意味を知得」するならば「此原理適合すべき諸般の事物に用ふるの鍵」を獲得できるとの確信に到れるのである。

第二には、「原理を絶えず適用するの習慣」が「事物の道理」ひいては、その適用者を得て「性質を高尙ならしむるの効」を与えるのだ、とする点である。それにかかる「原理」が「正道に基づ」き、かつ「道徳上の勢力」を有しているからであるが、「制法」にはこの道徳性はない。つまり「原理」のモラリスティックな側面に言及し、その法主体への影響を論じる。

第三には、この「原理」とは「正道とは如何なるものかに就き人間の意思を表明したるもの」であり、そうした「善悪正邪を弁別する」人間の意思は「近代の文明に於て余り異なるものにあらず」との理解から、その普遍性が説かれていた点である。そしてこの普遍的な人間の意思から成る原理を軸心に据えるならば、異なる「制法」の間でもそれを超えて他国の法の理解が可能となることが説明される。

ただしウィグモアはこの演説の最後で、大陸法を継受し法典国への途をひた走る日本にあって、学校で教わる法律学がたとえ「米国法律」であつたとしても、そこに通有される「原理」に立ち戻りこれに基づくのであれば、大陸法（『自国・日本法』の理解のために「困難にあらざる事」云々と付言せざるを得なかった。直接にフランス法やドイツ法に基づき法律を教授する学校が隆盛を極める傍らで、新設法律学校の開校演説の結論部分としては、その含意するところはいささか生彩を欠いた響きすら放つ。不文法の国から来た彼は、もとより「制法」として把握し得ない自国の法のエッセンスを伝えるには、いったん抽象的な「原理」にまで遡りそこから具体的で様々な法表現、つまり「法理」を導出する手続きを踏まなくてはならなかったのである。この姿勢は、「条文の外にかつその条文以前に存在し、立法者その人の法典となるような法」⁽¹³⁾、すなわち自然法の存在を前提にしつつも、その自然法的理性を存在根拠として制定されたとされるフランス民法典を、当時の日本の日本の立法府やそれに最も近い機関で堂々と語り得たボアソナードの場合と比較して極めて対照的である。ウィグモアの授業は、おのずから、日本の「制法」を離陸点としたり、あるいはそこに下降し帰着するという航路を直截に期すことのできないアングロ・アメリカ法を素材とするものであつた。それだけに、逆説的ではあるが、普遍主義的色調をことのほか強めざるを得ない方法が模索されたわけである。⁽¹⁴⁾

次章で論じるが、当初日本法に関する講義が刑法・治罪法に限られ、これに二人の日本人講師を充てたものの、残りの授業はウィグモアが一手に引き受けるという教授態勢が採られていた。しかしその関係は徐々に逆転してゆき、彼の離日後は決定的なものとなる。「原理」として語られるアングロ・アメリカ法的思惟が当時の日本法の現実の中に

いかなる着床点を獲得できるかは、開講当初から未知の領域に属す事柄であった。

ところで、ウィグモアの開校演説を貫く見逃すことのできない背景的思想について一言しておかなくてはならない。それは、「一九世紀アメリカ法思想の際立った特徴⁽¹⁵⁾」とされる「Law as science」論、特にラングデル（Christopher Columbus Langdell, 1826-1906）との位相でこの演説の趣旨を捉えなおすときに明らかになる。ここでは細かな学説社会史的な跡付けはできないが、次の一文を見られたい。

科学（science）としての法学（Law）は、一定の原則や法理（doctrine）から構成されている。それらの原則や法理に精通し、それらを変転極まりない人間関係に對して、安定した技量によって確実に適用できるといことが、真の法律家であることに他ならない。したがってすべての熱心な法学生のなすべきことは、それらの原則や法理に精通することである。（中略）……基本的な法理の数は、通常想像されるところに比し、はるかに少ないのである。つまり、同一の法理が多くの異なった装いの下にその外観を絶え間なく作り変えているのである。⁽¹⁶⁾

ここにいる法学とは、「何が法であるのか」という知識を教えるものとしてではなく、「いかに法を実践するのか」という方法を学ばせる学問であり、その手段はまさしく「原則や法理」に精通することに他ならないことが宣言されている。これはウィグモアの先の演説において最も強調された命題であった。彼が「法律学は唯だ記憶を演習するものにあらず才智を研磨するものにして議論の力を鼓舞し推理の能力を鋭敏ならしめ想像力を強くし精神の感覚を拡むるものなり」と確言し得たのも、そうした思想的背景があったからかもしれない。いやむしろ彼の経験がそう言わせたのだとも考えられる。なぜなら彼はまさにラングデルの学部長時代（1870-1895）⁽¹⁷⁾にロースクールに在籍しており（1884-1887）⁽¹⁸⁾、法学教育者としてのキャリアを歩み出すその時に、自らが育まれた教育環境、とりわけその理念や方法をまずは想起したことは想像に難くないからである。⁽¹⁹⁾そしてそのラングデルを学部長にとりたてたハーヴァード大学学長のエリオットとウィグモアとの間には浅からぬ親交が続いていた。そもそもウィグモアの来日はエリオットの

(表1)

第一学年	第一学期	契約法(Contracts)	○
		私犯法(Torts)	○
	第二学期	契約法	○
		財産法(Property)	○
		日本刑法・治罪法 (Jap. Crim. Law Procedure)	○
		訴訟法(Pleading and Civil)	○
	第三学期	売買法(Sales)	○
		准契約法(Quasi Contract)	○
		財産法	○
		日本刑法・治罪法	○
		訴訟法	○
		売買法	○
		准契約法	○
		証拠法(Evidence)	○
第二学年	第一学期	日本刑法・治罪法	○
		衡平法(信託法を含む) (Equitable Interests including Trusts))	○
		流通法及び銀行法 (Negotiable Instruments and Banking Agency)	○
		抵当法 (Suretyship and Mortgage)	○
	第二学期	流通法及び銀行法	○
		運輸法(Carries)	○
		保険法(Insurable)	○
		専売特許法(Patent Law)	○
	第三学期	人事法(Persons)	○
		相続法 (Succession & Administration)	○
		賠償法(Damages)	○
		裁判医学 (Medical Jurisprudence)	○
		破産法(Bankruptcy)	○
		海上法(Maritime Law)	○
		日本治罪法 (Jap. Crim. Procedure)	○
		保険法	○
		専売特許法	○
		人事法	○
	第三学期	相続法	○
		賠償法	○
		裁判医学	○
		破産法	○
		海上法	○
		日本治罪法	○
		訴訟法及び治罪法実施演習 (Exercises in Legal Arguments and Trials)	○

推挙により実現したのであり、本稿でたびたび引用するように、エリオット宛にウィグモアはしばしば書簡を認めていた。⁽²¹⁾したがってウィグモアは、滞日中であっても、カレッジとロースクール時代を過ごしたケンブリッジの風景の中にいたのであり、しかも依然その強い影響下にあったことは、彼がラングデルにより考案され自らが訓練された授業方式であるケース・メソッドを法律科に導入したことに端的に表れ出ている。ウィグモアの教育理念の背景には、その「法学教育方法における偉大なる革命」⁽²²⁾が進行していたといわれる当時のハーヴァード・ロースクールの精神が脈打っていたと考えるのはゆきすぎであろうか。⁽²³⁾

「何が法であるのか」——それは法典「制法」の中にある、との回答が自明のものとなる法環境がいよいよ整う日本にあって、その「制法」を相対化し、そのエッセンスとしての「原理」に外国法(特にアングロ・アメリカ法)を素材とした教育の中で目覚めさせる——これがウィグモアの描いた法実践の主体を作り出すための方法の一端であった。

三 大学部が開業式を挙行了たその日、ウィグモアはエリオット宛に書簡を送った。彼は「私が法学部のために設定した教科課程の写しをお送りします（a copy of the curriculum I have laid out for the law department）」と「²⁴」、「²⁵」の「表1」のカリキュラムを示していた。

本節の冒頭で述べたように、このカリキュラムには慶應義塾の側からの意向も少なからず反映されたに違いない。なぜなら、このカリキュラム案は開設に伴い制定された「慶應義塾大学部規則」の第八章の「各科教程」に掲げられる法律科課程に挙げられる教科目と各学年への配当の仕方がほとんど重なるからである（表中○で記した・また後掲「表3」も参照されたい）。ただしエリオットに送られたこのカリキュラムの中には、第三学年へのプログラムが示されないままである。これは三年間の総ての教程が実現するには教員数の拡大が見込まれなくてはならないが、それがどの程度将来的に望めるのかがはっきりしない段階にあったからである。²⁶しかし大学部の規則上のカリキュラムにはこれを既に含めている。おそらくそこに塾当局とウィグモアとの話し合いの余地があったことは確かであろう。しかし少なくともこの資料の限りでは、彼も「教科課程はもちろん私が望んでいる科目を完全に代表しています」とエリオットに述べているように、異存がなかったものと考えてよい。そしてウィグモアは、「（もちろん）授業の際に、特定の得意な二、三の分野ではなく、英米法律学（English-American jurisprudence）の全主題をカバーする一般のカリキュラムに注意する必要がある」との配慮をめぐらし、このカリキュラムの作成にあたった。それに「教授法の作成はある程度困難で」²⁷あることは、ウィグモアも先刻承知ずみのことでもあったのである。

だが次章で検討するように、このカリキュラムは学年が踏まえられることに、当初の原型をとどめないほどに修正が加えられてゆくことになる。

（1） Letters of an American Bride from Japan in the '90s Vol. I（以下、引用にあたっては「Letters from Japan」と略す）。この書簡集は、現在アメリカ・イリノイ州エヴァンストンにあるノース・ウェスタン大学図書館内の大学史史料室

- (University Archives) に保管される。ウィグモアコレクション (Wigmore Collection) として膨大な数に上る資料中、日本関連資料 (Japanese Series) としてまとめられる資料群の中に整理される (かつて、これらの資料がシカゴのノース・ウェスタン大学ロースクールの地下書庫に収められていたことは、平良「ジョン・ヘンリー・ウィグモア」『総合法学』第二八号・一九六〇、一七頁を参照のこと)。同文書及び日本関連部分の資料については、別稿にて紹介・解説を加える。なお、現地調査に赴く前にまとめたものとして、拙稿「ウィグモア文書——日本関連資料への接近」(『三田評論』第九三〇号・一九九一年一月)、六六頁以下があるが、これはかつて上記大学史料室の手で行われた仮調査報告に基づき私がまとめたものであるが、今回の調査でいくつかの誤謬に気づかされた。
- (2) "Letters from Japan, Nov. 22 1889" の箇所は、清岡暎一「ウィグモア博士日本だより」(『三田評論』第五〇五号・一九三九年)、一六頁にも紹介される。なお、大学部への進学は、正科卒業生は試験免除、別科卒業生には「英語会話」が課される予定ではあったが(慶應義塾福祉研究センター所蔵『評議員会決議録』第一期第二回記録・一八八九年一月一日)、後者については後日、英語と数学の試験が課されることが決した。
- (3) "Letters from Japan, Dec. 3 1889"
- (4) Wigmore Collection, Japanese Series, Box 1, Folder 2. この契約書は、一八八九年九月一八日の日付をもち、福祉の代理として、アーサー・メイ・ナップ (Arthur M. Knapp) とウィグモアの署名が記されている。なお、『慶應義塾百年史 中巻上』、四九頁には、「招聘三教師が実はそろいもそろってユニテリアン信奉者である」との指摘が見えるが、その書簡の伝える事実として、少なくともウィグモアについてはあたらないことがはっきりとする。大学部開設と米国のユニテリアンチャーチとの関係は、白井堯子「英国国教会宣教師の見た慶應義塾と福祉論吉——アーサー・ロイドのSPG宛書簡を中心に」(慶應義塾福祉研究センター編『近代日本研究』第一号、一九九五年)、四一頁以下が詳しい分析を行う。
- (5) 前掲『評議員会決議録』第一期第二回記録・一八八九年一月一日。なお、大学課程編成委員とは、門野幾之進、鎌田栄吉、高橋義雄、中村貞吉、福沢一太郎、真中直道ら六人からなる(『慶應義塾百年史 中巻前』、三三頁)。尤もその中でも、ほとんど門野一人がその仕事に当たったということが、門野自身の談話として『慶應義塾百年史 中巻前』、五〇頁に見える。
- (6) John Henry Wigmore, *Legal Education in Modern Japan* (II), in: *The Green Bag* 5, 1892, p. 78. 本文に引用した箇所の中には、大意を示した部分もある。なおこの論文の紹介・抄訳記事として、「元慶應義塾大学部法律科教授 ウィグモア『日本近日の法律教育を評す』」(『庚寅新誌』庚寅新誌社、第二二号、一八九三年七月二六日)、一八頁がある。
- (7) そもそも法学教育に限っても、当時の私立法律学校において外国人教師を自前で海外より招聘し雇い入れたケースは、こ

の法律科以外見当たらない。

- (8) "Letters from Japan, Nov. 6 1889"

(9) 清岡暎一編集・訳／中山一義監修『慶應義塾大学の誕生——ハーバード大学よりの新資料——』、一九八三年、四〇頁所掲の一八八九年七月九日付エリオット宛書簡。英文は、同書巻末、四二—四三頁。

- (10) 『時事新報』一八九〇年、三月六日付。なお、掲出にあたっては適宜句読点を施したが、段落は原文のままである。

(11) ドロップバースの演説は、『時事新報』、一八九〇年三月一〇日付に見られ、リスカムのそれは、前註に示した同紙にウィグモアのものと一緒に掲載される。なおドロップバースの演説については、西川俊作「G・ドロップバースの履歴と業績」（『三田商学研究』第二六巻一号・一九八三年）、二〇八頁以下に紹介がある。

(12) 管見の及ぶ限り、これまで法学部史を語る際に、このウィグモアの演説が取り上げられたことはなかったのではないかと決して入手し難いものではないが、重要な資料と考えるので、長文を厭わず全文を掲出した。なお本節註1で示したウィグモア文書（日本関連資料）の中には、この演説の英語原文は見当たらなかった。

(13) Gustave E. Boissonade, *Ecole de droit de Jédo — Leçon d'ouverture d'un cours de droit naturel*, par M. G. Boissonade in: *Revue de Législation*, 1874, p. 512. 大久保泰甫『ボアソナード』岩波書店、一九七七年、五七頁以下。この講義は、一八七四年四月九日に司法省（明法寮）法学学校で行われた。なお、こうしたボアソナードの自然法講義の構成とその意義などについては、池田真朗「ボアソナード『自然法講義（性法講義）』の再検討」（『法学研究』第五五巻八号、一九八二年）、一頁以下が詳しい。

(14) もちろん、「原理」の上での通理解を前提にすれば、日本法も含まれるが、授業の成果をものするとすれば、極めて高度に比較法学的な見地が要求されたはずである。

(15) 松浦好治「Law as Science」論と一九世紀アメリカ法思想（一）——ランゲデル法学の意義——（『中京法学』第一六巻二号・一九八一年）、五一頁、また早川武夫「法学教授法の科学的研究のために」（『神戸法学雑誌』第九巻一・二号、一九五九年）、九二頁以下も参照されたい。

(16) C. C. Langdell, *Selection of Cases on the Law of Contracts*, 1871, Boston, p. vi. 同箇所訳文は前掲松浦論文、五二頁を参考にしている。なお、ランゲデルとその法学教育の方法については、さしあたって早川武夫「アメリカの法学教育」（『神戸法学雑誌』第一巻四号、一九五一年）、七四九頁以下、井上正治「ランゲデル——ケース・メソッドの創始者として——」（『判例時報』第八六号、一九五六年）、一頁以下などを参照のこと。尤も、我が国でこのケース・メソッドが語ら

れる場合は、末弘嚴太郎による「判例研究」の方法として導入されたことから触れられるが(例えば、川島武宜『科学としての法律学』弘文堂、一九七五年版、二四三頁以下)、このウィグモアの試みは全く見落とされてしまっている。

- (17) やしまた、Arthur E. Sutherland, *The Law at Harvard, 1967*, Massachusetts, pp. 167-205. また後掲の Warren の著作も参照のこと。

- (18) 本文で後述するように一八七〇年に学部長に就任したラングデルによって試みられたケース・メソッドは当初すこぶる不人気であり、ロースクールは地元の弁護士会(Bar)からの信用を失い、また入学者数も厳しく落ち込んだ。ようやく八〇年頃よりその回復の兆しが訪れ、八三年には校舎の移転を果たし、ロースクールの制度的立て直しが顕著な効果を奏し始め、入学者の倍増を果たしたのが八六年頃であったという(Samuel Eliot Morison, *Three Centuries of Harvard (Tenth Printings)*, 1981, Massachusetts, p. 338)。ウィグモアの在籍期間はこのあたりに重なる。彼は、この時期創刊されたハーヴァード・ローレビューの編集に力を尽くしている(See Roalke, op. cit., pp. 10-11)。

- (19) 一例を引けば、近時の記事として、カール・E・シュナイダー「ソクラティック・メソッドと法学教育の目的」(『法学教室』第一八〇号、一九九五年九月、有斐閣、三五頁)には、現ミシガン大学教授の同氏が「教師になったとき、躊躇することなく、学生時代に賞賛していた教育方法を採用しました」との回顧談を寄せている。尤もこうした傾向は法学の分野にのみ顕著に見られることなのかどうかは分からない。

- (20) 一九世紀アメリカにおけるいわゆる「Law as science」論、とりわけラングデルの主張の背景として、法学の体系性を支えるパラダイムとして当時の自然科学観があり、これに化学者エリオットが共鳴したことは、Charles Warren, *History of the Harvard Law School*, vol. II, 1908, New York, pp. 361ff に興味深い叙述がある。また、その「科学的」ということに関しては、大沢秀介「アメリカにおける法の動態の一断面——アメリカの法学教育のあり方を通して——」(『法学研究』第五六巻二号、一九八三年)、哲学的・自然科学的帰納方法とケース・メソッドとの関係については、守屋正道「ケース・メソッドについての覚書(一)」(『北大法学論集』第四〇巻五・六号下巻、一九九〇年)、一一九一頁が示唆に富む。

- (21) 例えば、既に東京の芝に在住していたナップからエリオットに宛てた、一八八九年二月一四日付けの書簡では、慶應義塾が法学部開設に際して三人の教員を探しており、「先生(エリオット)が適任と思われる人」を五月末の自分の帰国までに選任しておいて欲しいことが記されている(清岡暎一編集・訳／中山一義監修『慶應義塾大学の誕生——ハーバード大学よりの新資料——』、一九八三年、三〇一—三二頁)。同年七月九日付けでエリオットに宛てたウィグモアの書簡では、エリオットがナップへ自らを取り継いだことへの謝辞が記される。彼は次のように記す。「もしよろしければ、私は貴方に時々、仕事の進

み具合と、そのいろいろな側面について報告したいと思います」（同前書、四〇頁）。

(22) Warren, op. cit., p. 372.

(23) 傍証ではあるが、福沢は実際、「慶應義塾の教授陣を次第にハーバード卒業の人達で埋めてゆき、教科目や教授法をできるだけハーバードの組織や実際に近づけて行き、（中略）我々の学校を、ある意味でハーバードの日本分校とする。」腹案をエリオットに対して示してもいた（前掲清岡訳『慶應義塾大学の誕生』、三五頁の一八八九年四月日欠の福沢のエリオット宛書簡）。こうした学校間の交流の申し入れに対し積極的な回答がエリオットから寄せられた（同前書、四三頁の同年九月一日付書簡）。日付の上からでは、ウィグモアはまだ日本に向けて出発しておらず、エリオットとの接触の可能性はあったことにはなる。

(24) 前掲清岡訳『慶應義塾大学の誕生』、五〇頁、英文は巻末五三頁。

(25) 同前書、四六―四七頁。なお本稿への掲出については、同書巻末、四八―五〇頁にある英文を参考にした。その際、若干教科名に変更を加えたものもある。

(26) 同前書、五〇頁。「表一」には第二学年のものも掲げたが、この書簡を書いた時点で、はっきりと定まっているのは、一学年の教科に限られていたことが書かれている。したがって、「表一」にある第二学年のカリキュラムも暫定的な案であったのであろうが、それだけに彼の腹案が示され易かったと考えることもできよう。

(27) 同前書、エリオット宛一八八九年七月九日付ウィグモア書簡、四〇頁。

二 法律科の「不振」とその原因

(一) 大学部法律科の「不振」——在籍・卒業生の数的把握

大学部は、開設直後から経営不振に陥り、一時はその廃止論まで唱えられた。その理由の主たるものは、当初三学⁽¹⁾科合計三〇〇人の在学生を目標としていたものが、蓋を開けてみると、予想の定員数を遙かに下回ったこと⁽¹⁾にあった。このように授業料収入に多くを期待できない中で、内外の教師に支払う人件費が、その陣容が整うにつれて膨大なも

のようになってゆくというジレンマを抱え込んだのが、創設期大学部なのである。⁽²⁾

ところで、他の二科との比較から、最もその入学者・在籍者の定員を割り込んだのが法律科であった。その創立から一〇年を経た段階で、法律科が世に送り出した卒業生は、僅か三〇名である（次表参照）。年平均三名以下という卒業生数や、在籍者数の平均が一二人弱という実績は、当時私立法律学校として名を轟かせた明治法律学校の単年度の卒業生が一七八名（明治二六年次）⁽³⁾を数え、一八九九年（明治三二年）の在籍生徒数が一一八人であったのと比較すれば、まことに顕著な相違といえよう。⁽⁴⁾

そこで「表2」をご覧いただきたい。創設期法律科に在籍した塾生やその卒業生を各年ごとに把握することを試みた。この表を横に読めば、例えば、一八九〇年に入学した者、すなわち第一期の入学者は九人（表中Ⅰ・第一学年を示す）であったが、翌年には六人（表中Ⅱ）に減り、第三学年にはその内五人（表中Ⅲ）が進学し、その五人が卒業時まで在籍したことが読み取れる（表中□で括ったものが卒業生数）。さらにこれを縦に読めば、その年次における在籍者の総数とその学年別内訳が分かる。⁽⁵⁾表内の細かな読み方については、表註を参照願いたい。

右表を素材にして考えるべきは、ウィグモアの滞日期において（表内左上の点線による囲み枠の部分）、彼の教鞭の下に実際に講義を受講し得た学生の数は、極く限られているとの事実である。延べ数から見れば三三人であり、これは法律科全体に在籍した者の延べ数一一九人の二七パーセントを占めるが、彼がその初年度から卒業年度まで通して指導し得た学生の数は、僅か五名に過ぎなかったことになる。この数は、ウィグモアが法律科における主任教授としてカリキュラムの決定や講義の運営に直接影響を及ぼし得た環境下で、彼の指導を間近で享受することを許された学生の数を示している。⁽⁶⁾むろん、教育の効果はいちがいに数値だけで測ることはできない。⁽⁷⁾だがそれにしても、ウィグモアの離日後は、彼を直接に知った学生の数が全体の中で部分的になればなるほどに、彼の法学教育に込められた精神そのものへの記憶が薄れてゆくことに加速度が増したことは、想像に難くない。

(表2) 創設期法律科の在籍者・卒業者数一覧(1890-1899)

1890	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897	1898	1899	
I 9	II 6	III 5 [5]	•	•	•	•	•	•	•	(95) 9)
•	I 6	II 5	III 5 [5]	•	•	•	•	•	•	
•	•	I 2	II 2	III 1 [1]	•	•	•	•	•	
•	•	•	I 4 ²⁾	II 2 ³⁾	III 2 [2]	•	•	•	•	
•	•	•	•	I 4	II 0	III 0 [0]	•	•	•	
•	•	•	•	•	I 13	II 4	III 4 [4]	•	•	
•	•	•	•	•	•	I 8	II 3	V 3 ⁷⁾	•	
法律科(本課)		•	•	•	•	•	I 4	IV 2	V 1 ⁹⁾	
										(24) 10)
日本法律科	•	•	(II) 1 ⁴⁾	III 3 ⁵⁾ [3]	•	•	•	[4]	[4]	
•	•	•	•	•	•	II 3 ⁶⁾	III 2 [2]	•	•	
•	•	•	•	•	•	I 4	II 1	V 1	•	
•	•	•	•	•	•	•	I 3	IV 3	V 3	
卒業者総数	総計30人	5	5	1	5	0	6	4	4	

典拠：『慶應義塾大学部 学生勤惰表』（明治23年12月起）

参考：西川俊作「大学部『学生勤惰表』見つかる」（『三田評論』913 1990-4）

表註

- 1) ここでいう「本課」とは日本法律科設置以降、従来の法律科カリキュラムのままで進める課程を便宜的に分ける意味で、私と与えた仮称である。「大学部規則」などに見られる制度的な名称ではない。
(以下、註2から7までは、日本法律科関連のもの。当科については本稿にてすぐ後で触れる。)
- 2) 3) この数には傍聴生として名を連ねている亀井陸郎は含んでいない。
- 4) 1年次仮及第の青木長之助がいたはず。
- 5) 青木・亀井(聴講生)・2年次落第の橋の合計3人が名を連ねる。最初の卒業生は本課落第生の受け皿であったのか。またそうしたコースの新設も含めて変更に対しても極めて流動的かつ柔軟な対応をしている。
- 6) この3人のうち、2人は本課1年級で落第した麻生・南部が含まれるが、ここに松井康義が入る。彼の名は1年級には見えず、この2年級から編入したらしい。
- 7) 明治31年(1898)の学制改革により、法律科5学年として、本課・日本法律科の壁を廃し、両者併合されて、本課3名、日本法律科1名、合計4名の卒業生を見る。
- 8) この時にはまだ、法律科5学年卒業生1名、日本法律科5学年卒業生3名というカテゴリーは残る。尚、日本法律科が廃止されたのは、明治32年(1899)12月である。
- 9) 10) それぞれの延べ在籍者数を計算した。合計で119名である。

なお、本表作成については、慶應義塾福沢研究センター所蔵『慶應義塾大学部学生勤惰表』（明治三年二月起・以下『勤惰表』と略称する）に記載される在籍者氏名を手がかりにしている。これにより、公表・公開を前提として作成された『慶應義塾学事及会計報告』を基本としながらも途中退学者の氏名や転科といった表面化してこない動きをも把握することができる。

- (1) 『慶應義塾大学部規則 明治廿三年』第四章第一には、「各科各級学生定員を三十五名とす」とあり、大学部の三科併せて一〇五名の入学を目していた。大学部全三学年を合わせて、「都合三百人を入学せしめ」ること、大学部開設に当たっての『資本金募集』の趣意書には見える（前掲『慶應義塾百年史 中巻前』、一三三頁）。
- (2) 前掲『慶應義塾百年史 中巻前』、一八九頁以下に詳しい。前掲西川『大学部開設百年』、二二頁以下にも、とりわけ三人の主任外国人教員への給料が財政を圧迫していたことが、当時の貨幣価値に即した考察を踏まえた上で紹介される。なお、ウィグモアの雇用契約書には、年俸二三〇〇円（円あたり七五セントの換算率）が明記されており、これは他の二人も同額であったが、西川氏によればこの金額は、一九〇八年当時のアメリカの百大学の平均給与に照らせば、準教授（アソシエイト・プロフェッサー）の下限より低く、助教授（アシスタント・プロフェッサー）よりやや上ぐらいであるとのことである（同前書、二二三頁）。
- (3) 前掲『明治大学百年史 第一巻史料編1』、三八四頁。
- (4) 前註所掲書、四二六頁。
- (5) これまで、各年度の『学事報告』などから採録された在籍者や卒業者数を用いて様々な表が作成されていたが（『慶應義塾百年史 中巻前』、一五〇頁以下）、それらは入学期ごとの人数の変遷や内訳、それに「科」（日本法律科創設以降）ごとのばらつき等を把握するには、あまり適当ではなかった。本文にて後述するように、予定されたカリキュラムの「現実化」を追うには、単年毎の各学年の科目配置を縦割りに見るのではなく、学生の主体的な立場に視点を置き、彼が初学年から卒業年に至る見通しの中で何を履修し得たのかという観点からの検討が為されるべきではなからうか。
- (6) 第一期卒業生の鈴木次郎はウィグモアの再来日時（一九三五年）に回顧して言う。「博士が前に義塾に教鞭を採られた年月は短く、又業を授けられた学生は多数ではなかった……」（『三田評論』第四五三号、一九三五年）、一三三頁。
- (7) 本稿末尾に、創設期法律科在籍生の一覧とその卒業後・中退後の職業などをまとめた（表6）を掲げる。法律科における

各年度入学者履修科目・開講科目名		
92年入学者	93年入学者 (司法省指定校後)	日本法律科授業科目 96年入学者
英私犯法 [92-I] 英普通法 英証拠法 羅句語 経済原理	英私犯法 [93-I] 英普通法 英契約法 経済原理 羅句語	人権 [96II-I] 物権 人事編 刑法 国際公法 (英契約法) (英売買法) (英財産法) (羅句語) (経済原理)
国際公法 [92-II] 英手形法 英会社法 仏語	英手形法 [93-II] 英会社法 英財産法 仏語	憲法・行政 [96II-II] 民法第三編 民事訴訟法 刑事訴訟法 (英私犯法) (英会社法) (仏語)
商法* [92-III] 物権* 取得編* 証拠編* 担保編* 人権* 人事編・法例* 国際私法 民事訴訟法* 刑事訴訟法* 刑法* 国法学* 英海上法 衡平法 卒業論文 独逸語	商法* [93-III] 物権* 取得編* 担保編* 人事編* 人権* 憲法・行政法* 国際私法 国際公法 民事訴訟法* 刑事訴訟法* 刑法* 英衡平法 英海上法 卒業論文 独逸語	国際私法 [96II-III] 債権 (V) 商法 (英衡平法) (手形) (ドイツ語) 卒業論文

参考文献 【慶應義塾大学部規則】，「慶應義塾学事及会計報告」，「大学部学生勤情表」

表註

- ・表の欄内に*のついているものは、その科目名の上から明らかに日本法の講義であるものを意味する。
- ・日本法律科を96年入学者の例で代表させた理由は、初年度の在籍者とその教育プログラムの最終学年まで追跡することが可能であるからである。〔表2〕を参照されたい。
- ・日本法律科の欄において、（ ）でくくった科目名は、同学年の法律科(正課)在籍者の履修必要科目である。尚課程の学生は、授業科目の重なる限り、つまり日本語による日本法の講義は一緒に受講したに違いない。

(表3) 各年度毎の授業カリキュラム編成一覧

慶應義塾大学部規則・第八章各課課程より			各年度入学者履修科目・開講科目名	
年次	1890年次課程	1891年次課程	90年入学者	91年入学者
I	契約法 [90規-I] 私犯法 財産法 売買法 英刑法 日本刑法* 英憲法 羅句語 経済学原理(随意)	民法* [91規-I] 英私犯法 英普通法 英証提法 羅句語 経済学元理	英契約法 [90-I] 英私犯法 英財産法 英売買法 英刑法 英証提法 英民事訴訟手続 英准契約法 日本刑法* 羅句語	英契約法 [91-I] 英私犯法 英普通法 英証提法 物権* 人事編・法例* 羅句語 経済原理
II	証提法 [90規-II] 委托法 流通証券及銀行法 代理法 抵当法 保険法 運輸法 専売特許法 破産法 相続法 要償法 裁判医学 治罪法* 衡平法 海上法 訴訟法及治罪法実地演習* 仏語(随意) 独逸語(随意)	民法* [91規-II] 刑法* 商法* 民事訴訟法* 刑事訴訟法* 羅馬法 英衡平法 仏語	物権* [90-II] 人事編・法例* 民事訴訟法* 刑事訴訟法* 衡平法 羅馬法 仏語	衡平法 [91-II] 羅馬法 仏語
III	会社法* [90規-III] 国際私法 国際公法 法理学 比較立法学 議院法 羅馬法 行政学 訴訟法及治罪法実地演習* 仏語(随意) 独逸語(随意)	商法* [91規-III] 国際私法 国際公法 法理学 憲法及行政法* 訴訟法実地演習*	商法* [90-III] 証提編* 取得編* 人権* 国法学* 国際私法 国際公法 民事訴訟法* 法理学 卒業論文 独逸語	商法* [91-III] 証提編* 人権* 担保編* 国法学* 国際私法 国際公法 民事訴訟法* 刑事訴訟法* 刑法* 英会社法 英手形法 卒業論文 独逸語

法学教育の社会的効果を考える上で、その内容に互る細かな考察は別稿で論じたい。

（8）この「勤惰表」とは成績表のことである。したがってこれを見れば、その年度中の各教科の成績が各学生ごとに見てとれるのであるが、同時にその年度に実際の開講された講義名も把握することが可能になる。本稿でも後述する「開講（実施）された講義」とは、この「勤惰表」に掲載されたものを用いている。なお、西川俊作「大学部『学生勤惰表』見つかる」（『三田評論』第九一三号、一九九〇年）が本資料についての細かな分析を、各年度の「学則」との比較をしながら行っている。

（二）実施カリキュラムの全容——日本法関連科目の増大

一 本稿の第一章で紹介した通り、ウィグモアのカリキュラム案は、一八九〇年（明治三年）の大学部規則所定の科目群とほぼ重なっていた。後者には、一学年から三学年にかけて履修されるべき教科群が配当・用意されていたが、これはあくまでも規則上のプランが示されたにすぎない。前掲した『勤惰表』で成績が実際に与えられている科目名を学年ごとにひとつひとつ拾ってゆくと、規則上設置された科目と、開講された科目との間にズレが見えてくる。『勤惰表』には一八九九年（明治三二年）次までの各学生の成績が一覧されているが、右表はそのうちの幾つかの年次を選択して作成したものである。特にウィグモア滞日期間中に開講された科目欄をはっきりさせるために、太線で囲み枠を施した（表3）。

右表は、左から二欄目までは、一八九〇年、九一年に制定された大学部規則の予定する設置科目を掲げ、右欄には九〇・九一・九二年次入学者の卒業時まで履修・合格した科目名を掲げる。さらにこれらに参考資料として、大学部（法律科）が司法省指定校とされた以降の実施科目と九六年次日本法律科入学者が受講した科目名を付している。

ここで直ちに気付くことは、九〇年次とその翌年の「規則」上のカリキュラムとの間に大きな変更があったことが見て取れることである。即ちこれは、開講二年目にカリキュラムの見直しが行われたことを意味する。表の上からでも、例えば九〇年次入学者がその翌年に履修した科目は（90Ⅱ）、明らかに九一年規則二年次配当科目（91規Ⅱ）

(表4) Law Department

First year	English Law of Contract (Anson) ¹⁾
	" Sale (Lecture & Case) ²⁾
	" Torts (Lecture & Case)
	" International Law (Hall)
Second year	Japanese Criminal Law
	" Civil Law
	English Law of Property (Lecture & Case)
	" Bills & Note (Lecture; Calucer's digest)
	" Partnership (Pollock)
	Japanese Civil Law
Third year	" Commercial Law
	" Civil Procedure
	" Criminal Procedure
	English Law of Equity (Lecture)
	" Evidence (Reynold) ³⁾
	" Shipping
	" Insurance
	Private International Law
	Japanese Civil Procedure
	" Criminal Procedure
	" Commercial Law
	" Constitutional Law
	" Administrative Law
	French. German. Latin.
	Moot Courts ⁴⁾

Degree of Hogakushi (Bachelor of Laws) will be conferred upon students who shall have passed satisfactory examinations in the entire course of three years. Sect.13.Chap.5.

表註

- ここに記されるのは、テキストの著者名であろう。アンソンやホール、それにボロックなどは、それぞれ渡辺安積講義『安遜氏契約法』(1888)、三宅恒徳訳『浩氏国際法』(1888)、末延道成訳『英国会社法』(1878)があり、当時既に日本語に翻訳されていた。それらはかなり標準的な教科書として他の法律学校でも用いられていた。
- ケースとはケース・メソッドによるものであり、それがレクチャー方式と併用されていたことに注意したい。この点本文でも触れる。
- Reynolds Williamであろう。使用テキストは、"The theory of the law of evidence as established in the United States, and of the conduct of the examination of witnesses", 2d ed., Chicago, 1890であろうか。
- 模擬裁判である。当時日本では「擬律擬判」とも訳されていたが、これは主として仮設的な法の適用練習であって、いわゆる法廷を模しての実務練習ではなかった。なお、本表における罫線は、筆者において補ったものである。

以下、改定規則)に沿ったことが窺われ、少なくとも九〇年規則上予定されていた諸科目からの乖離は甚だしい(90規-II)。つまり、後述するように初年度入学者すらも、その二年目から直ちに改定規則に準拠した授業配当が為された風に見受けられ、これが事実だとすれば、本稿第一章で紹介したウィグモアのプラン(表1)は、その次年度に

はかなり手直しを余儀なくされたことになる。いや、その改定作業の準備期間を考えれば、初年次開講後ほどなくして、すでに見直しの対象に据えられざるを得なかった状況があったことになる。この経過に深く関連すると思われる一資料が、ウィグモア文書の中にある。⁽¹⁾（表4）を見て頂きたい。

この資料は、作成された日付を持たず、また作成者の署名なども見えない。しかし、ウィグモア文書の中に含まれており、かつその筆跡が彼のものであると判断できることから、ウィグモアを直接の起草者であると見做してよからう。またこれが慶應の大学部法律科のものであることは、この資料が本来、“Courses of Instruction of Keiojiku”⁽²⁾と題する文書の一部であり、この文書内には他に“College Department, Preparatory Course”のカリキュラムが紹介されていることから明白である。⁽³⁾それにこの資料には、大まかではあるが、その作成時期を割り出すのに適当な手掛かり、即ち末尾の法学十号（Bachelor of Laws）の授与規定が見られる。この条項は一八九〇年（明治三十三年）規則の中には見られず、翌九一年（明治二十四年）の規則において初めて現れ、その「第五章試業及卒業、第十三」に掲げられる全文も、

各科第三年ノ終リニ及第点ヲ得タルモノハ卒業証書ヲ授与シ科別ニ從ヒ私立慶應義塾文学士法律学士理財学士ト称ス

というものであった。つまり資料の文言は法律科に適合する部分を斟酌して、右文章を英訳したものである。また、前述の資料に付帯する“College Department”のカリキュラムだが、ウィグモアが英訳の対象としたのは、一八九〇年九月以降の「普通部改正課程」⁽³⁾なのである。したがって、この限りで本資料は一八九〇年の発足時に向けて作成された資料ではなく、またその内容がかなり暫定的なものであることから、九一年に向けて作成されたものと考えてよからう。⁽⁴⁾

この資料の特徴は、初年次開講時のそれ（表1）つまり規則上のカリキュラム、〔90規Ⅰ〕〔91規Ⅱ〕〔92規Ⅲ〕に比

較して、日本法の科目が増大し、かつそれらが英米法関連科目とあたかも対比されるがごとくに記述されていることである。この資料に現れるそうした日本法の科目名は、そのすべてではないにしても、相当部分改定規則に反映されている。つまり、九一年規則と本資料に共通する著しい類似性は、日本法関連科目の増設ということである(表3)中*を付した。しかも、この日本法科目の実施状況は先にも指摘したように、九〇年次入学者の第二学年次に顕著に現れ、それらが開講された学年にはバラつきが見えるものの、科目数やその種類における目立った増減などの変更はなくなる傾向にあった。

ここで(表4)に基づき、気の付いたことを二、三指摘しておこう。九一年には、同年次入学者より(日本)民法として「物権」「人事編・法例」が教えられることは規則通りであり(91Ⅰ、「91規Ⅰ」)、また同年で二年級を迎える九〇年次入学者も、九一年規則では一年級から教えられることとなった(日本)民法を取り返すかのように「物権」「人事編・法例」を履修している。ここに一年級配当の科目が二年級のそれとダブる現象が現れるが、この背景には、次節で述べる委嘱する講師の側の事情があったと思われる。同様の事情は、翌九二年に、九一年次入学者が二年級に進み、彼らが履修した科目が、「ローマ法」「衡平法」それに「仏語」の三教科だけであり、その他の日本法科目は見当たらないことの背景にもあるのだろう(91Ⅱ)。ただし規則(91規Ⅱ)に照らせば、教科目の実施にあたってかなりの齟齬が生じたことが認められ、同じ傾向は九二年次入学者の第二学年級にも見える(92Ⅱ)。その分、彼らの三年級における履修科目数は、かなりの「重量」を以て学生たちにのしかかったに違いない。⁽⁵⁾また九三年に三年級に進んだ二三年次入学者は、「証拠編」「取得編」「人権」の民法科目を履修し、さらに、九一年改定規則では二年級でとるべき「民事訴訟法」を三年級で初めて履修したことになっている。規則上の「憲法及行政法」は、実際は「国法学」にまとめられ講義されたことが分かる。「商法」は規則通りであった。こうしたカリキュラムの変動には創業間もない段階の暫定的性格が表れ出ていると言できようが、それでも次に述べるような日本法関連科目の増設傾

向は着実なあしどりで、カリキュラム全体の中での比重を増して行くことになる。

二 日本法関連科目の乱入？とも評し得る上記の現象には、これまでも述べてきたような当時の国家法の制定状況が絡んでいる。〔表4〕内に挙げられる日本法——「刑法」「治罪法」は、一八八二年（明治十五年）より施行されているが、後者は、一八九〇年（明治三年）一〇月に公布され翌月一日より施行された「刑事訴訟法」に代わられる。九一年の改定規則上の名称もこれに伴い変更されている（「治罪法」↓「刑事訴訟法」）。さらに「民法」とあるのは、民法典を構成する各編名が科目名に採用されているのであり、「財産編」「財産取得編（第一章から二章まで）」「債権担保編」及び「証拠編」は、一八九〇年四月二二日に公布（法律第二八号）され、「財産取得編（第一章から一五章まで）」と「人事編」は同年一〇月七日に公布（法律第九八号）されている。⁽⁶⁾なお「法例」とあるのは、前出の民法「人事編」の編纂の一環として行われたもので、同編と同日に公布される（法律第九七号）。⁽⁷⁾また「商法」も、一八九〇年四月二六日に公布（法律第三号）されている。一八八九年に發布された憲法も、九〇年二月二九日より施行に移される。その他、内閣官制や議院法が制定され、行政裁判法なども形成される。法律科の船出は、次々と現れ出る主要国家法典の待ち構える海原へ漕ぎ出すことでもあった。⁽⁸⁾

つまり、法律科のカリキュラムはそうした当時の国家法環境の動きを敏感に察知し、これを取り入れたものとなっていたよう。そしてそのカリキュラム上の変節点が九〇年から九一年にかけて見られることも、上記の立法状況に呼応したものであることを歴然と物語る。逆説的な言い方ではあるが、そうした日本法関連科目は、もとより実施されることを前提に規則上姿を現したのであって、それらについては、実施された講義と規則上のそれとの間でのズレを本来云々する余地のないものであったといえよう。だがこうした日本法科目への配慮の姿勢が芽生えたのは、いささか穿った見方かもしれないが、実は一八九〇年の法律科開設時点、あるいはそれ以前にまで遡り得るのではないかと

私は考えている。

というのは、法律科が開設された当時、東京を中心とした私立法律学校は、一八八六年（明治一九年）八月の「私立法律学校特別監督条規」に基づき、帝国大学総長の監督下に置かれていた（尤も各学校に交付されたのは、同年一月のことである⁽⁹⁾）。この条規の目的は、私立法律学校生徒の学力の統一化にあり、各法律学校はこれにより、そのカリキュラムや時間割及びその変更、それに試験や成績なども監督された。こうしたコントロールを受ける法律学校の側からする「うま味」とは、一八八七年（明治二〇年）七月に出された「文官試験試補及見習規則」第一七条の、「文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學政治學又ハ理財學ヲ教授スル私立學校」卒業生に高等官（奏任官）試験の受験資格を与え、また同規則第四条に明記されるような、「帝國大學ノ監督ヲ受クル私立法學校」卒業生が、「官立府県立中學校」や「司法省旧法學校」卒業生と等しく扱われ、普通試験を課されることなく、判任官見習に徴用されることになった。

法律科の開設された当時には、一八八八年（明治二年）五月に文部省令第三号によって定められた「特別認可学校規則」が存在し、監督の主体が帝国大学総長から文部大臣に変わった。この規則の眼目のひとつは、「従来私立法律學校に於ては入学資格の如きは殆ど之を問はざるが如き狀況であつたのを、（中略）其入学資格を尋常中學若くは之と同等以上とするを要することとし⁽¹⁰⁾」た点にある。つまり「専門教育は高等普通教育の基礎の上に樹立せらるべきものたるの本義」が明らかにされたというのだが、これはしかし、他でもない慶應において久しく実践されてきた教育方法なのであって、大学部はこうした伝統の上に初めて成立する、まさに「the University Section in Keio Gijyuku⁽¹¹⁾」なのであった。後述するように、大学部への入学資格が他と比べても群を抜いて難しかったのも、こうした理念に裏打ちされてのことであろう。これを裏返せば、慶應における法律科は、即ち当初より高度に専門性を追及することを前提とし、かつそのことが可能な機関として構想されたのである。つまり、第一章で確認したように、問題

はその「専門性」の具体的イメージとそれを形作るためのカリキュラムの範型をどこに求めたかにある。

むろんウィグモアの提示する案もかなり参考にはされたであろう。しかし私はその際、上述した「私立法律学校特別監督条規」第二条に掲げられた「英吉利法律科」の科目群が無視できない存在として、特に塾当局者の前にぶらさがっていたのではないかと思うのである。⁽¹³⁾ 本条には、「帝国大学長総長ノ監督ニ属スヘキ私立法律学校ハ必要ノ普通学科ヲ修メタル者ヲシテ入学セシメ三年以上ノ課程ヲ以テ左ノ三科ノ一ヲ教授スルモノタルヘシ」として、次に掲げる科目名が列挙されていた。⁽¹⁴⁾

【第一学年】 法学通論・契約法・私犯法・代理法・刑法

【第二学年】 親族法・組合、会社法・動産委託法・売買法・財産法・治罪法

【第三学年】 財産法・破産法・証拠法・保険法・訴訟法・流通証書・商船法・擬律擬判

つまりアングロ・アメリカ法教育を旨とする法律学校は、右の教科目を備えていなくてはならなかった。一八八七年（明治二〇年）に開校した英吉利法律学校の「監督校認可申請書類」には、これらの科目を十分に踏まえた（はず）のカリキュラム表がある。科目の学年毎の配当の仕方は、「監督条規」通りではないにしても、その総ての科目が網羅されている。⁽¹⁵⁾ そして一八九〇年の規則上の法律科科目についても同様のことが言える。つまりこれは結果論かもしれないが、英吉利法律学校と法律科の授業科目は、その原型を等しく「監督条規」の中に見い出せる。⁽¹⁶⁾ さらに同条の但書には、「各科ニ掲クル法律中帝国ニ於テ既ニ制定頒布アリタルモノハ主トシテ之ヲ教授シ外国法ハ傍ラ之ヲ対照スヘキモノトス」と規定され、その後の法律科の経過を考えるとなにやら予言的な響きを放っている。むろん監督校や認可校には属さなかった慶應にとっては、これらの条文はなんら「規範的」な意味を持たなかったはずである。しかしその後、慶應も漸く？「司法省指定校」⁽¹⁷⁾の列に加えられ、外国法教育の比重が一層低減し、もはや外国法の履修を必要としない日本法律科が創設（というより分化といった方が適當）されるといふ道は、明らかに他校のそれと軌を一

にしていた。それはまた当時の「国家的コントロールの下での法学教育」という一般的趨勢への適合過程でもあるのだが、この傾向がことのほか顕著になるのが、ウィグモアの離日以後であることは特に銘記されてよい。

(1) Wignmore Collection, Japanese series, Box 1, Folder 2.

(2) じつじ College Department とあるのは「普通部を指すものと思われる」。しかし、Preparatory Course の意味するところが「予科」であるのかは判然とはしない。なぜなら、本資料に列挙される Fifth class から First class に至る各授業で用いられる教科書の名称（その著者名も見られる）は、「本科」の五等から一等までの授業科目名に全く一致するからである。したがって本資料は、当時の慶應普通部の授業カリキュラムにおいていかなる授業が行われていたのかを推測するにあたって重要な意義を持つものと考ええる。その写しは、慶應義塾福沢研究センターにも所蔵される。

(3) 前註の通り本科五等制予科八番制が採用されたのがこの時なのである（『慶應義塾學事及會計報告 明治廿三年度附廿四年度前半期』、九頁以下）。なお別科も五級制を採用していたが、その性質上、本資料が英訳の対象としたものではなからう。

(4) 尤も、九一年の改定規則に初めて現れる条項を載せていることは、九一年以降にこの文書が書かれた可能性を排除できない。しかしその場合、カリキュラムの科目名を改定規則のそれと比較する限り、かなり異なるとの印象を持つ。付帯された普通部の規則が全く同一のものであることから、大学部法律科の規則が既定のものとなった以降に作成されたものであることは考えにくい。従って、学十号授与規定を事前に知り得たことと仮定すれば、九〇年九月以降九一年一月以前の間にこの「表4」は筆記されたものと考え得る。

(5) ウィグモアは次のように述べる。「三年の修了期間に対して教えられる教科は極めて多岐に亙る。したがって一つの科目の掘り下げ方はそれほどでもない。一週間で一五—二〇時間の出席時間数は過剰ではあるが、日本では外国から法の諸原則のみを学ぶのであって、我々の法学の細かな展開については利用することはないのである。」Wignmore, Legal Education in Modern Japan, p. 78. 高柳賢三も、当時の日本人の講師は、「英法」を講ずる際には、「テキスト・ブック」に基づき、「アブストラクト・プリンシプル」に関心を払いつつ教授した、ということをも回想している（「高柳賢三先生にきく」）『書齋の窓』第九七号・一九六二年、三頁）。

(6) 向井健「民法典の編纂」福島正夫編『日本近代法体制の形成 下巻』日本評論社、一九八二年、三七四頁以下。

(7) このいわゆる「旧法例」については、北澤安紀「反致論序説——明治三一年法例「九条成立史」——」（法学政治学論究刊行会編『法学政治学論究』第一五号、一九九二年）、二七〇頁以下が詳しい。

- (8) 前掲『慶應義塾百年史 中巻前』、七四、七七―七八頁にも同様の指摘はある。
- (9) いわゆる五大法律学校、専修学校、東京専門学校、明治法律学校、英吉利法律学校、東京法学校。この時期の各私立法律学校に及ぶ資格試験制度などと連動した国家的コントロールについては、利谷信義「日本資本主義と法学エリート——明治期の法学教育と官僚養成——」(『思想』第四九六号・一九六五年)、一〇四頁以下。
- (10)(11) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史 第三巻』教育資料調査会、一九六四年(初版は、一九二八年)、二三四―二三五頁。なお、この「特別認可学校規則」により、前註9の五校に新たに独逸学協会学校専修科と東京仏学校法律科が加わった。
- (12) 前掲清岡訳『慶應義塾大学の誕生』の英訳題。
- (13) 「監督条規」は「特別認可学校規則」によって廃止されていたが、「監督条規」以降、こうした意味での国家から示された具体的カリキュラムのプランは見当たらない。
- (14) 前掲『東京都公文書館蔵 中央大学関係史料』、二二頁。
- (15) 前掲註書、三五頁以下には次のようにある。〔第一年級〕親族法・代理法・動産委託法・法学通論・契約法・私犯法・日本刑法・英国刑法・英語学、〔第二年級〕売買法・動産法・不動産法・会社法・証拠法・治罪法・訴訟法・商船法・判決例・擬律擬判・財産法・米国法律・訴訟演習・英語学、〔第三年級〕保険法・破産法・訴訟法・ローマ法・衡平法・法理学・擬律擬判・国際公法・国際私法・判決例・憲法・財産法・差押法・訴訟演習・英羅両法異同弁・英語学
- (16) あるいはそれらは、アングロ・アメリカ法教育であればおよそ踏まえられるべき共通の普遍的コードであったとも言えうが、その検証はとりあえず本稿の対象外とせざるを得ない。その場合、ふたつの考察の方向がある。ひとつはこの両校が直接依拠した外国の教育プログラムの探索。もうひとつは、「監督条規」の定めた科目群の発祥源の探索。どちらも、次の機会に譲らざるを得ない。ウィグモアは、一八九〇年規則(Ⅱ〔表1〕)について、「多くの点で、この教科課程は望ましい原理を破っているように思われるかもしれない」とも書いており、ここに塾当局とのズレがあったのかもしれない。
- (17) 一八九三年(明治二六年)二月一日司法省第九号告示によって、慶應はこの指定校になる。この時、特別認可校の東京法学校と東京仏学校が併合し和仏法律学校となり、日本法律学校、関西法律学校も指定を受けたため、全部で九校の指定校が誕生した。この「司法大臣ニ於テ指定シタル」学校になるメリットとは、「判事検事登用試験」(一八九一年五月一日司法省令第三号・九三年一〇月九日司法省令第一六号で改正)の受験資格を得ることであった。尤もこれに先立つ少し前には、特別認可学校規則は廃止されており(一八九三年一月四日文部省令第一五号)、この廃止の背景には、従来の文官試験試補

及見習規則に代わって文官試験規則が制定されるという事情があった。後者によりそれまでの認可校卒業者であるがゆえに高等試験受験資格が認められるという特権の枠ははずされたが、判事検事登用試験の受験資格は残る形となった。これを追認するために、認可校規則の廃止に伴い、所轄行政機関を文部省（大臣）から司法省（大臣）に改める必要が生じ、「司法省指定校」が制度化されたのである。なお、従来の認可校が指定校化されるにあたっては、「司法省は特に厳重なる約束を守らしめて指定」したと報道されており、統制の実質に変わるところはなかったと窺われる（『毎日新聞』一八九三年一〇月一日）。

（三）非常勤講師と法律科運営——講師の陣容

一 法律科の講師は、その創設時、ウィグモアその他二名の日本人、元田肇⁽¹⁾と沢田俊三⁽²⁾が加わり、僅か三名の陣容で始められた。彼ら二人の名は、大学部始業式での社頭・福沢の挨拶の中で、「法学科⁽³⁾にはプロフェッサ・ウキグモルを教頭に仰ぎ、（中略）日本法律の教授には元田肇、沢田俊三二君の厚意を辱ふする」との文脈の中に現れている。ところでこの福沢の言葉が含意するところは、『慶應義塾百年史』の記述によると、大学部開設のはじめ法律科で「日本法律学」を担当した教師は七名であり、そうした塾外から招かれた教師全員が元田、沢田両名の斡旋によるものだった、という。しかし、後に雇用される講師たちの選任には確かに彼ら両名の紹介があったであろうが、他の日本人教師たちは法律科の当初からのスタッフであったわけではない。次の（表5）を見られたい。

つまり、先の『慶應義塾百年史』の叙述は、上表の作成のために参考にした『慶應義塾學事及會計報告（明治廿三年度附廿四年度前半期）』に基づいたものと思われる。この資料によれば確かに法律科開設初年度と次年度の上半期までの講師名が得られるのだが、それは必ずしも開設時のものとは限らない。その間の細かな人事の異動を、『評議委員会議事録』などの決議事項を参考にしつつ作成したものが、本表なのである。ウィグモアは、前に掲げたエリオット宛に送付したカリキュラム表の中で（表1）、

Jap. Crim. Law, Procedure (Messrs. Moroda and Sawata)

〔表5〕 創設期・法律科授業担当者異動表

本表は、各年度の『慶應義塾学事及会計報告』に載せられる「大学部受持講師姓名法律科」に挙げられる名前を基本に、『評議委員会議事録』による人事採用に関する決定事項を補い（表内、「評」と略）、担当科目についての細かな内訳などは『大学部学生勤務表』を併せ参照した。なお、本表の理解については、〔表3〕に掲げる講義科目名も併せ参考にされたい。

《1890-91(前)》¹⁾

講 師 氏 名	学事報告・評議議案並議事決定事項/担当講義	専攻外国法/修了校	講 師 時 現 職
ウィグモア	全英法関連科目の担当	英／ハーヴァード	法律科主任教授
元田 肇	「刑法」「治罪法」 ²⁾ 「商法」→24年に病氣、 下の富谷が担当	英／東大	代言人
沢田 俊三		英／イェール大	代言人
高木 其平		独／イェナ大	(高等商業学校教授) ³⁾
石渡 敏一 (評/23・9)	週5時間担当/「日本刑法」	英／塾員・東大	司法省参事官
長谷川 喬 (評/23・9)	2週に1時間担当/「物権」 ⁴⁾ 「人事編・法例」?	(英字)／高島塾	東京控訴院判事
河村讓三郎 (評/24・1)	1ヵ月9時間/1年級・2年級 の「民法」	仏／司法省法学校	司法省参事官
富谷銈太郎 (評/24・1)	河村と同条件で「民法」、後、 「商法」(高木の代人、評/24・6)	仏・独／司法省法学校	東京始審裁判所判事
前田 孝階 (評/24・6)	上の高木の代人/「民法」	仏／司法省法学校	東京始審裁判所判事補

表註

- 1) この《 》で示す年月は、『慶應義塾学事及会計報告』各号の記載する時間的範囲を示している。以下同。
- 2) 〔表1〕で紹介したウィグモアがエリオット宛に送付した法律科カリキュラムプランには、既にこの兩名が見え、「刑法」「治罪法」の担当であることがわかる。したがって、石渡や長谷川などの人事が始まる1890年下半年以前は、この三者がフル回転していたことになる。
- 3) 「講師時現職」が特定できない場合には、()を付し、代表的な職務を記入する。
- 4) おそらく「財産編・第一部・物権」の部分であろう。

《1891・8-93・7》

講 師 氏 名	学事報告・評議議案並議事決定事項/担当講義	専攻外国法/修了校	講 師 時 現 職
ウィグモア (評/25・12)	4) 4日・謝意を表す記事	英	前掲
元田 肇	— 辞任	英	"
沢田 俊三		英	"
石渡 敏一		英	"
(長谷川喬) ¹⁾		(英字)	"
河村讓三郎		仏	"
富谷銈太郎	— 留任	仏・独	"
前田 孝階		仏	"
田部 芳		仏／司法省法学校	東京控訴院判事・司法省参事官
石虎一郎助 (評/24・10)	1週1時間/「刑法」	仏／帝大	
斯波淳六郎 (評/25・3)	1週2時間/「憲法・行政学」	英／東大	帝大法科大学教授
松室 致 (評/25・6)	1週2時間/「証拠法」(証拠編?)	仏／司法省法学校	東京地方裁判所部長
古賀 廉造 (評/25・6)	1週2時間/「取得編」	仏／司法省法学校	東京地方裁判所検事
チ ゾ ン (評/26・2)	1週6時間/「英法」	英／ハーヴァード	東大英法教師
植村 俊平 (評/26・2)	1週5時間/「英法」→(評/26・3)で辞任	英／帝大	前法科大学教授・日本銀行副支配役
深野 達 (評/26・2)	1週2時間/「民事訴訟法」?		
土方 寧 (評/26・3)	1週5時間/「英法」→植村の代わり ²⁾	英／ミドル・テンブル	帝大法科大学教授
木下友三郎 (評/26・5)	1週2時間/「担保編」	仏／帝大	

ウィグモアの法律学校

表註

- 「学事報告」上には名前が記されないが、「評議委員会議事録」の上には人事記事は載らない。
- 特定できず。おそらく他の担当者との分担かもしれない。
- これまで土方はチゾンの代わりと見られてきたが、植村の後任であることがはっきりする。

《1893・8-95・7》

講 師 氏 名	学事報告・評議議案並議事決定事項/担当講義	専攻外国法/修了校	講 師 時 現 職
チ ゾ ン	→解雇(評/27・1)	英	前掲
土方 寧	(評/27・2) 1週1時間増/「英法法律学」 ¹⁾	英	〃
石渡 敏一	/「日本刑法・刑訴」	英	〃
前田 孝階	(評/27・1) →解雇	仏	〃
	(評/27・5) 再雇用		〃
富谷銈太郎	—/「人権論」(人権編) ²⁾	同	〃
古賀 廉造	—/「商法」	仏・独	〃
	—/「人事編」	仏	〃
	—/「法例・国際私法」		〃
木下友三郎	留任—/「担保編」	仏	〃
深野 達	—/「民事訴訟法」	?	〃
	—「証拠編」		〃
松室 致	—/「財産取得編」	仏	〃
斯波淳六郎	—/「憲法及行政法」	英	〃
有森 新吉	(評/26・11) 1週2時間/「憲法及行政学」	?	
	→辞任(評/27・10) ³⁾		
マクニール	(評/27・2) ? →解任(評28・2)	英/?	弁護士
河村讓三郎	(評/27・2) 1週2時間/「人権編」 ⁴⁾⁵⁾	仏	
	→解任(評/27・5)		
小宮三保松	(評/27・2) 1週2時間/「物権編」	仏/司法省法学校	東京始審裁判所検事
榊原幾久若	(評/27・3) 1週2時間/「取得編」	英/帝大	
同	(評/27・4) 1週2時間/「国際法」	同	
織田 萬	(評/27・11) 1週2時間/「国法学」	仏/帝大	(京都帝大法科大教授)
テ リ ー	(評/28・2) 1週8時間 ⁶⁾	英/イエール大	帝大英法教師

表註

- チゾンの解任に伴う時間増であろう。
- 4) 他の科目名に「財産取得編」が見られることからこれらの「人権(債権)編」は、「財産編・第二部・人権及義務」の部分であろう。
- この有森の後任が織田萬であるが、その異動は「学事報告」には出てこない。
- 2)
- 前田の後主任人事だが、この河村は《1891・8-1893・7》にも出てくる。この間、一度解任され再度の出講と考えられる。
- マクニールの後任であることが明らか。

《1896・8-1900・4》

講 師 氏 名	学事報告・評議議案並議事決定事項/担当講義	専攻外国法/修了校	講 師 時 現 職
石渡 敏一	/「刑法原論・各論・刑訴」	英	前掲
土方 寧	/「英法」	英	〃
古賀 廉造	/「人事編」「法例・国際公法」	仏	〃
木下友三郎	/「担保編」	仏	〃
テ リ ー	/「英法法律学」	英	〃
前田 孝階	/「人権」, (評/30・2) → 1週3時間を1時間に減	仏	〃
榊原幾久若	/「取得編」, 「国際公法」→ (評/28・11) 桜田の囑託	英	〃
小宮三保松	/「物権」	仏	〃
富谷銈太郎	/「商法」	仏・独	〃

織田 萬	/「行政法・憲法」 →辞任（評/29・5）	仏	”
深野 達	/「民訴・証拠法」	？	”
桜田助治（作？）（評/28・11）	1週2時間/「国際公法」	英／専修卒	（日本銀行調査役）
織田 一（評/28・11）	/「行政法・憲法」＜萬の後任＞	帝大・政治学科	
仁井田益太郎（評/30・2）	1週2時間/「新民法」→ 〔留学の爲〕辞任（評/30・7）	独／帝大	東京地裁東京区裁判所判事
神藤 才一（評/30・5）	1週3時間/「国際公法」→ 辞任（評/31・1）	？	
平沼騏一郎（評/30・10）	1週2時間/「民法第3編」	英／帝大	東京控訴院判事

典拠：各年度の『慶應義塾学事及会計報告』及び『評議委員会議事録』，各年次の『官員録』，井関九郎監修『大日本博士録 第一巻』（法学博士及薬学博士之部・発展社，1921），三島駒治編纂『九大法律学校大勢一覽』（東京法友会，1898），大植四郎編『明治過去帳 第3刷』（東京美術，1988），『日本人名大辞典』（平几社，1979復刻版），『明治人名辞典』（日本図書センター，1987），『大正人名辞典』（日本図書センター，1987），手塚晃・国立教育会館編集『幕末明治海外渡航者総覧』（柏書房，1992），『日本法曹界人物事典 第一巻』（ゆみに書房，1995復刻，原題『帝用法曹大観』，1915）。

と記しており、日本の刑事二法典はこの元田と沢田の分担にかかるものと予定していた。また、法律科第一期卒業生である鈴木次郎の回顧談によっても、法科が創設されて間もなく民法、商法等の法典が発布せられたので石渡敏一、富谷銑太郎の両博士を始め司法省より独逸へ留学して帰朝した新進の学者が講師となって来られたので、学生の数より講師の数が多くなった⁽⁴⁾。

とあって、その講師の陣容が法典の公布・施行に伴い徐々に大きくなっていったことが分かる。ウィグモアの妻エンマの書簡も、「（一八九〇年）二月一八日、今晚、法律補助教員のお一人（one of the assistant law professors）、沢田さん（Mr. Sawata）が夕食に来られ、今、ハリー（Harry）と彼は、書斎で煙草を吸いながら話しています⁽⁵⁾」と記し、ウィグモアと二人の日本人講師が、その当初から法律科の教育や運営をめぐって様々に意見を交換したであろうことを示唆する。

二 ところで神戸寅次郎の回顧談を見ると、「最初は、ウィグモア先生一人で教授された⁽⁶⁾」とある。そこで初年度の場合、本〔表5〕と〔表3〕の「90-1」を重ねてみれば、ウィグモアが教鞭を執ったのは英契約法以下、アングロ・アメリカ法関連科目全八教科にも及んでいた。したがってこの一文は、アメリカ人により英語を用いての原典を素材にした講義がいかに強い印象を当時学生たちに与えたのかを伝えるものとなっている。神戸は続ける。「先生の

講義は一日三四時間若しくは四五時間もあるので、学生に取つては可なり重い負担であつた⁽⁷⁾。ところが一八九一年次になって手直しされた後のカリキュラムによると、ウィグモアの担当したと思われるアングロ・アメリカ法科目は、二学年で合計して六科目（90・II、「91・I」となり、その教科数はかなり減じる。そして翌九二年次では、その数は三学年合計で八科目（90・III、「91・II」、「92・I」、含国際公法・私法、法理学）となり、受け持ちの学年数の割合からは、初年次の勢いは全くなくなる。尤も、だからといってウィグモアの持ちコマ数が軽減したわけでもなさそうで、むしろ増加の一途をたどり、一時は週三〇時間に達していたらしいことは有名な話である⁽⁸⁾。ただし彼の離日後の九三年次には、チゾンと土方（植村の後任）兩名が「英法」担当者となるが、彼らの担当時間の合計は一一時間であり、彼らの担当科目を「表3」に当たれば、三学年を通じて一〇教科を数える。つまり教科数と時間数がほぼ同値となっている。これは、先のウィグモアの担当時間数を前提とすれば、英法関連科目の一教科ごとにかかる時間数がかなり軽減したことを意味し、ここにも、九一年次からの日本法重視を方針とするカリキュラムの変化が現れている。

三　そこで次にこの日本法科目の増加に伴う人員の配置に目を注ぐと、かなりはっきりと現れてくる傾向は、民法各編ごとの講師として、フランス法に基づく法学教育を受けた人材が登用されていることである。これは刑法や治罪法・刑事訴訟法の母法がフランス法であるにもかかわらず、これに当たる講師たちが、ほぼ英法専修者であることと顕著に相違する点である。むしろこれはボアソナード民法典としての「旧」民法⁽⁹⁾の立法Ⅱ草案段階からの理解を促す趣旨であることは間違いないが、司法省法学学校を修了しながらドイツに留学し、法律科では商法を講じていた富谷を含め⁽¹⁰⁾、大陸法専攻者の圧倒的な勢いの中に法律科が置かれていたことが分かる。当時の法律科の授業内容は、法典が公布されるテンポに合わせて変容した。民法典論争の後、一八九二年（明治三五年）一月二十九日の勅令によって施行延期となった民法典に代わり、新たな民法典の起草が着手され、その第一、第二、第三の各編が一八九六年

（明治二十九年）四月二十七日に公布される（法律第八九号）。すると翌九七年には早速、その起草補助委員として編纂に実際に加わった仁井田に「新民法」の講師を委嘱し、これに伴いいわゆる旧民法の「人權編」を教えていた前田の担当時間数が減らされる。留学に赴く仁井田に代わり平沼が雇用され「第三編」の講義が委嘱されるが、もしかすると仁井田も同編を教えていたのかもしれない。

さらに「講師委嘱時現職欄」に目を移すならば、いうまでもなくウィグモアを除く総ての講師がいわゆる非常勤であった。現在判明する限りで、彼らの殆どは、判・検事や弁護士などの法律実務家や官僚、または帝大教授であり、別に本職を抱えていたのである。明治法律学校の例ではあるが、ある卒業生の懐旧談によれば、

その時分の官庁は午後三時までであるから、講義の時間は皆公務に出て居られるので午後三時から、もしくは四時に講義をした。先生の講義は午前はなかったのであります。⁽¹²⁾

と見え、公務優先になりがちな当時の教育の一端を伝えている。ウィグモアの取材によれば、ある法律学校では週三回朝の六時半から七時半の時間帯に開講した例もあるとのことである。尤も、慶應の場合には、通常は午前八時から午後三時の時間帯に開講し得た旨、レポートされている。⁽¹³⁾ 例えば、本〔表5〕に掲げた各表を通して現れる富谷は、自らの日常を克明に記した「懷中日記」を多数残した。⁽¹⁴⁾ ちなみにその「明治二十四年分」を緋げば、

三月十三日 木曜 晴 午後一時義塾三民法講義開始ス

と記し、それ以降七月四日に至るまで、「午後慶應義塾」との記載とともに、水・木・金・土のどれかの曜日に、彼の講義（六月以降「商法」）が開講されていたことが分かる。なお火曜日は、明治法律学校へ出講していたこともメモされる。「明治二十六年分」の日記にも委細に互って、慶應を初めとした明治法律学校や和仏法律学校などへの出講メモが見られるが、午前・午後が時に入り乱れており、当時の本務たる東京控訴院判事としての仕事（『職員録』一八九三・一・一現在）の都合に押された結果なのであろう。彼らは日本におけるいわゆる近代法学教育の第一世代でも

あり、その各方面における「先行人材」⁽¹⁵⁾として果たす役割を考えれば致し方のないことではあった。だが、ウィグモアの観察は次のように厳しいものであった。

教授団が出来ない理由の一つに非常勤講師採用の現実がある。彼らはまた別のシステム、つまり司法官か行政官の職を得ている。これは確かに常勤講師への支払が困難であることだけではなく、若い法律学専攻者の多くは政府の給費にて外国でその教育を受け、目下司法行政官として第一の要請に答えているからであり、もしこうした人々を講師に加えなければ、講師総数は今の五分の一以下になってしまうであろう。しかしこれは満足ゆく結果を導きそうにもない。法学教育はこうした講師においては二次的な仕事とされ、生涯の職業 (life-vocation) としてきちんとした配慮を受けることがなく、また学生や教育にも一週間に僅か一時間あるいは二時間ほどの関心が注がれるだけで、しっかりとした恒常的な関心が向けられなくなる。(中略) 始業と終業時間も「そうした講師の都合に」大いに左右されている。⁽¹⁶⁾

非常勤講師＝補助教員 (subordinate teacher) に対する「完全なる監督権」が認められていたはずのウィグモアであるからこそ、彼の教育プランの現実化に伴う種々の問題に目を開かれたことは確かであろう。当時の私学が司法省法学校や東大・帝大を卒業した現役の司法官や弁護士に頼らねば運営できないことを彼は一番良く知り得る立場にあった。⁽¹⁷⁾ 既存の法律学校は「(当時は、) 先生即ち学校、学校即ち先生と云ふ訳で、殆ど学校と先生の区別が無」⁽¹⁸⁾くなる程に、官立の法律専門教育機関出身の教育指導者 (＝創立者) 間に存在した学派＝党派の角逐の中にたやすく放り込まれる、という現実の中に置かれていた。こうした状況は、官立の学校を頂点にした試験や学歴などのシステムによる教育の一元化・均質化を促進させ、その結果、私学をそのシステムの下に従属化させる傾向に一層拍車をかけることになったことはつとに指摘されている。⁽¹⁹⁾ つまり授業配当や教授人材の確保という点で、法律科もそうした環境といつまでも無縁であり続けたわけではなかったし、自ら司法省指定校の下に置かれた点で、無縁のままあり続けようとしたわけでもないのである。

(1) 元田肇は、一八五八年 (安政五年) 一月今の大分県の医家に生まれる。その父の影響から幼時より英学を修め、七三年

（明治五年）開成学校に入り、法学本科を経て八〇年七月東京大学を卒業し法学士となる。八五年には「法学協会雑誌」や「明治志林」などの編集にも加わる。また英吉利法律学校の設立発起人の一人として、他の法学士会メンバーと共に名を連ねる。日下南山子編『日本弁護士高評伝 全』誠協堂、一八九一年、二二五—二二〇頁。

（2） 沢田俊三は、一八五三年（嘉永六年）七月埼玉県旧忍藩士族の家に生まれる。当初藩学進修館に学ぶが、後に横浜に赴き、アメリカ人法律家ヒル（George W. Hill）に二年ほど師事し主にブラックストンについて学ぶ。その後工部省に出仕し、当時同省お雇いのイギリス人法律家デニソン（Henry W. Denison）に師事する。その後一八七七年（明治一〇年）に判事補に任じられるが、八一年七月に代言人の免許を得る。彼は「時事新報」が八二年売業無効の論説を掲げたため、都下の売業商人から共同して訴えられた時、被告たる「時事新報」の弁護士として活躍し勝訴する。この頃から、おそらく慶應・福沢とのつながりができたのであろう。八五年には渡米して、当初ペンシルバニア大に入学、翌年、イエール大に移り、学士を得る。帰国後は、八八年四月より東京代言人組合副会長に選ばれ、その他東京専門学校講師を嘱託されていた。前掲日下編『日本弁護士高評伝 全』、一五七—一六四頁。

（3） 前掲『慶應義塾百年史 中巻前』、五三頁。

（4） 鈴木次郎「ウィグモア博士に関する感想」（『三田評論』第四五三号、一九三五年）、二二—二三頁。

（5） "Letters from Japan, Feb. 9, 1890".

（6）（7） 神戸寅次郎「教授としてのウィグモア博士」（『三田評論』第四五三号、一九三五年）、二〇頁。なおこの神戸の随想は、同年の慶應義塾大学法学会編『法学会誌』第一一号に転載されている。

（8） ウィグモアの担当授業時間が、初年度週一〇時間であったのが、年を追うごとに一〇時間づつ増し加わり、とうとう三年目には、三学年合計すること三〇時間の負担になった。さすがに閉口した彼は、塾当局と掛け合い時間数を減らしてもらった、とするものである。管見の及ぶ限り、この話の直接的な出所は、高柳賢三「ウィグモア先生について——人格と学識と事業——」（『法律時報』第七卷六号、一八三五年、七頁。後に同著『米英の法律思潮』海口書店、一九四八年に収録）であろう。ウィグモアからの直接伝聞の形で紹介がされているが、そこに「ところが、雇入契約書には、ちゃんと三十時間教へることになっていたのである。これは先生が、将来証拠法の世界的権威となる運命をもっていたにかかはらず、契約書に署名する際、其内容を見なかった為に起った間違である」との記述がある。また高柳は、一九六六年二月、シカゴのウィグモアクラブで、"Jurisprudence: East and West—Wigmore's Remarkable Contributions"と題する報告を行った（これは後に、"John Henry Wigmore"と題した"Law and Justice in Tokugawa Japan, Part 1, Tokyo, 1969, pp. XVII-XXIV"に収録

され、その邦訳は『アメリカ法』第二五八号、一九六七年に「法の知恵『東と西』」との訳題の下に収録される。そこでも「He found out, however, that under the employment contract he could not legally object.」と記され、この記述は「そくろRoale, op. cit., p. 25」において再現される。しかるに、その「契約書」を見ると、「要請される教授時間は一週二二時間を超えないものとする（The hours of instruction required are to be not more than 22 hours per week）」と明記されており、これまでの彼の責任教授時間をめぐる記述に齟齬があることが分かる。

(9) 以下、本章第二節で記した当時の立法状況も参照されたい。

(10) 富谷については、とりあえず、小林俊三『私の会った明治の名法曹物語』日本評論社、一九七四年、二三三頁以下。

(11) 『仁井田博士に民法典編纂事情を聴く座談会』（『法律時報』第一〇巻七号、一九三八年）、一四一—三〇頁。

(12) 宮川康解説・校注「明治大学創立当時物語座談会」（『明治大学史紀要』第二号、一九八二年）、九八頁。なお、初出は、一九三三・三四年にかけて『駿台新聞』に掲載された。

(13) John Henry Wigmore, Legal Education in Modern Japan(II), in: The Green Bag 5 (1892), p. 79.

(14) 後に大審院長や勅選議員として貴族院にあった彼の関係資料として、合計二七冊に及ぶドイツ語による留学時のノートや講義案、さらに若干の書籍や書類などの他、本文で引用した「懷中日記」（明治一九年から昭和五年まで）や「当用日記」（明治四五年から昭和八年まで）が数多く残されている。現在、最高裁判所図書館明治文庫内に架蔵されている。これについては、小林哲郎「元大審院長富谷銆太郎『日記』」（『法曹』第四七六号、一九九〇年）、四五—四七頁に紹介がある。また簡単な解題として、東京大学法学部近代立法過程研究会「近代立法過程研究会収集資料紹介（一）」『近代立法過程研究会』収集資料について（『国家学会雑誌』第八三巻一一・一二号）、一一九頁がある。

(15) 前掲麻生『大学と人材養成』、一三三頁以下。

(16) Wigmore, op. cit., p. 79. なお、引用文中にある「教授団が出来ない云々」とは本稿第一章第二節で触れた事情を指す。

(17) 補助教員の陣容如何が、カリキュラム実現の成否を左右することは、当初から彼の指摘するところであった。〔表一〕を参照されたい。

(18) 前掲「仁井田博士に民法典編纂事情を聴く座談会」、一六頁。むろん、これは民法典論争を指す。この発言は、司法省法学校卒業生を中心としたフランス法派が明治法律学校を、英法派が法学士を基盤に英吉利法律法学校を、それぞれ牙城にして論陣を張ったことを表現している。

(19) 前掲天野『学歴の社会史』、一九五頁。

（四）ウィグモアの見た義塾法律科——「不振」の原因

始業したての学校にあって、しかも教育現場の要石として第一線に置かれた若き教師たるウィグモアにとって、自らの教室が学生で溢れないことは、やはり気になることであつた。彼は母国の読者に向けて次のように報告している。

この新設学科——慶應義塾大学部法律科（Law Department of Keiojinku University）は、控え目なスタートを切つた。^{（1）}
最初の二年で僅か一八人という学生数がすべてを物語る。このような小人数になつたことには多くの理由がある。

その理由の第一として、入学金の高さが挙げられる。「年間の授業料が三〇〇円。入学金が三〇円。これは他の大部分の学校の三倍であるが、大学の伝統を踏まえたものとなつてゐる」^{（2）}。ここで「他の大部分の学校」とは、私立法律学校を指す。例えば、一八八七年（明治二〇年）当時の明治法律学校の場合、「月謝金六十錢」で、これに毎月の校費四〇錢を足した一円が通常の在学生の毎月負担額であり、単純に加算すれば年間一二円前後に納まる。また、英吉利法律学校（東京法学院）や和仏法律学校も各月謝一円であり、東京専門学校は一九円を年二期に分納させた。ちなみに、一八九三、四年（明治二六、七年）当時の一世帯平均生計費は一年あたり、多くても二〇〇円を超えない額であり、その平均値は一二〇から一三〇円であつたことを考えれば、法律科の授業料は極めて割高であつたことが分かる。^{（4）} ウィグモアはこの高値が「大学の伝統」に発するものだと言うが、この見解はもとより、「官立学校の制を廢して天下に私学を放」つことを提言し、「今の私立学校に課程の低きは其校費足らざるが為めなり。其校費の足らざるは学生に高き授業料を課す可からざればなり」^{（5）}との福沢の思想をふまえたものだろう。尤も、当時の「学校案内」である『東京遊学案内』を開けば、この大学の授業料にわざわざふれて、

慶應義塾の流儀にすれば、生徒の入学は相成るべく容易ならしめて町人一般知識の程度を高からしめ、又多数の生徒を置て盛んに人物を養成するが結句民間の経済となりて本塾の爲めにもよかるべきに、迨の福沢先生が此処に氣の付かざるはヌカリにこそ。^{（6）}

との一節を残していることは興味深い。他の私法律学校との競争の中に置かれざるを得ない法律科にとって、授業料の高さはまさに不利な条件として入学者の足を鈍らせたのである。

理由の第二として、右に述べてきたことにも関連するが、彼は「慶應義塾は断固として、七校を数える『特別認可学校』に加入する圧力に抗ってきた」と断言し次のような分析を加える。

それらの学校〔認可校〕では、徴兵制の免除が与えられ、文官任用試験候補生を独占的に送り出す特権が与えられていた。これらの特権の欠如は、重大なハンディ・キャップであり、法律学校入学資格年令の男子学生たちを遠ざけていたのである。⁽⁷⁾

文官任用試験資格と徴兵制免除——このふたつも確かに学生獲得のための大きな誘因となったに違いない。既述のように非認可校として出発した法律科にあって、司法官行政官を問わず官途を志す学生にとっては確かに狭き門であった。国家認定の資格を求める当時の法律科卒業生には、在野法曹——代言人としての途が残されたに過ぎない。そして官公立学校の在校生・卒業生とともに認可私立学校の在校生・卒業生に対して与えられていた徴兵制上のふたつの特権——在校生は二六歳まで徴兵猶予・通常では三年の兵役のところ、卒業生は服役中の諸費用自弁を条件として志願の上僅か一年に短縮できる⁽⁸⁾——をも享受できないとしたら、やはりこれは「重大なハンディ・キャップ」と言わざるを得ない。周知のように、福沢はこうした徴兵令上の特権が当初官公立学校の学歴を有する者に限られていたことを批判して、「官立公立の学校に毎年巨額の金を費して教育したる学生と、曾て官公の金を要せずして教育したる私学校の学生とを比較して、毫も異なる所を見ず」と述べていた。⁽¹⁰⁾面白いことに、これに呼応するかのよう、ウィグモアは、

しかし、寓話にでてくる狼のように、慶應義塾は、政府の好みに合わせてごちそうすることの褒美として奴隷の首飾りを身につけることを潔しとせず、その教科課程を自由かつあらゆるくびきにかからぬものとすることを常に求めてきた。こうした特権との引き換えに、認可学校はカリキュラムに関していくつかの干渉的な制限に服さなければならない。それは、人事や、学事報

告、それに査察の受け入れなどである。それらは経営者たち（managers）の裁量権を著しく侵害するものである。⁽¹¹⁾

と述べ、つまりそうした障害は、慶應が「学問の自由」「私学の自由」を獲得することの引き換えにあえて選択した道であった、という「解釈」を明らかにした。尤も、彼のこうした認識がどの程度当を得たものであったのかは再考の余地が生まれてこよう。なぜなら本章第二節で述べたように、ウィグモアの帰国を待っていたかのように、法律科は司法省指定校として同省の傘の中にすっぽりとくるまれてしまうからである。前述のように、なるほど日本法典の相次ぐ登場は法学教育の主要な対象に変化をもたらした。そしてカリキュラムの中に日本法関連の科目が多く採用されることになるのも、もとより日本人による日本法のエキスパートを養成するうえには、不可避的な結果であるといえよう。そうした教授科目の日本法を中心とした固定化が、各学校におけるカリキュラム編成を方向付け、学校間における格差を平準化する機能を事実上果たしたとしたら、ウィグモアなき塾当局にとっては司法省指定校化に伴う「代償」もそう高いものと考えなかったのかもしれない。それにウィグモアは、「本来大学の偉大なる学生の供給源である慶應のカレッジ（普通部のこと——岩谷註）は、その有能な卒業生を、法律の道ではなく、ジャーナリズムや実業の道に、常に送り出していた」⁽¹²⁾ことをも法律科の「不振」の理由の一つに挙げていたが、こうした指定校化は慶應が大学の卒業生の社会的帰趨のひとつとして司法官職をも視野に収め始めたことを意味する。当時、選ばれて「特別監督校」や「認可校」になることが私立法律学校にとって「名誉と感ぜられ」、⁽¹³⁾「宣伝材料に利用しうると」も考えられた一般的風潮に鑑みれば、この法学教育とは、まことに福沢の言う私学としての面目が立ちにくい局面に存立するものであった。

では、この当時の「法律青年」を引き付ける目的は果たされたのかといえば、〔表2〕で明らかのように入学者の数はいっこうに増えず、法律科は低迷を続けた。しかしその帰結は予見されていたかのように、ウィグモアの記事は次のように続くのであった。

入学をためらわせる最後のそして最も強力な障害とは、入学試験の難しさにある。カレッジ〔普通部——岩谷註〕の卒業生には無試験で入学が認められるが、それ以外の者はすべて試験（通常、相当に難しい）に合格しなければならない。それらは、算術・代数・幾何・物理・化学・地理・歴史・英語・漢文、そして日本語による作文である。帝国大学を除いて、入学に際しこれほどの要求をする法律学校はこの国には他に見当たらない。これほどの高い基準であればいうまでもなく、学歴が初等教育（primary-school education）を少し上回るくらいの者に対しても、自由に門戸を開放している大きな私立法律学校と、全く同列に競争ができる道理がない。また、そうした競争に参加することも望まれるものではない。⁽¹⁴⁾

すなわち、入学時に設定される高いハードルは、まさしく「私学の自由」に発するところであり、そこにこそ他の法律学校とは異なる慶應の法律料としての意義を、ウィグモアは迷うことなく見いだした。かくして慶應義塾の大学部における法学教育には、その私立法律学校としての側面を強調すれば私学・慶應のメンツが立たず、逆に私学・慶應のタテマエを以てすれば法律学校としての運営に蹟くという構造が見えてくる。その「慶應」という場における法学教育を実際に主導する立場にあったウィグモアは、この両義的な状況の中、次の途を決然と選択したことを告白するのであった。

この学校の目的は、数値上の成功とか学生のコミュニティにおける人気を顧慮する事なく、能力のある者たちを可能な限り徹底的に教育することにある。⁽¹⁵⁾

(1) John Henry Wigmore, *Legal Education in Modern Japan*(1), in: *The Green Bag* 5 (1892), p. 31. なお、引用の中の一八人という数は、〔表2〕で明らかのように、ウィグモアの思い違いではなからうか。

(2) *loc. cit.*

(3) 前掲『明治大学百年史 第一巻史料編1』、一七五頁。

(4) 前掲西川『大学部開設百年』、一三頁。

(5) 福沢諭吉「教育の経済」（初出年一八八七年）『福沢諭吉全集 第一一巻』岩波書店、一九六〇年、三〇七頁。前掲天野『学歴の社会史』、八一頁。

- (6) 黒川安治編述『明治廿四年東京遊学案内』少年園、一八九一年、一二七頁。
- (7) Wigmore, op. cit., p. 32.
- (8) 天野郁夫『試験の社会史——近代日本の試験・教育・社会——』東京大学出版会、一九八八年、一三五頁以下に、法律資格試験と法学教育の再編が連動するさまが描かれる。
- (9) それぞれ、徴兵令（一八九九年一月二日法律第一号）第一条・二一条。天野前掲『学歴の社会史』、一二六頁。
- (10) 福沢諭吉『全国徴兵論』（一八八四年）（『福沢諭吉全集 第五巻』岩波書店、一九五九年所収、四一九頁）。この福沢の論文は、一八八三年（明治一六年）十二月二八日の太政官第四六号布告による「徴兵令」を対象としており、これは特別認可校制が施行される以前のことである。福沢は実際に、一八八四年一月一日付けで「慶應義塾生徒徴兵免役ニ関スル願書」を東京府知事芳川顕正に宛て提出している。この「願書」やこれに応じたとされる「慶應義塾生徒徴兵ノ儀ニ付文部省意見」についての綿密な史料の考察として、中野目徹「徴兵・華族・私学——官庁文書にみる福沢諭吉、慶應義塾」(慶應義塾福沢研究センター編『近代日本研究』第五巻・一九八八年所収)を参照されたい。
- (11) Wigmore, loc. cit.
- (12) loc. cit. この見解は、「普通部を卒業すれば慶應義塾卒業生ということで世間に迎えられたので、たいていの者はこれに満足して大学部に入ろうとしなかったからであらうか」という「(大学部)不振」の理由を挙げる『慶應義塾百年史 中巻 前』、一八九頁の叙述に近いといえよう。
- (13) 法政大学百年史編纂委員会編『法政大学百年史』一九八〇年、八一頁。
- (14) 例えば、一八八三年（明治一六年）三月の日付を持つ、「明治法律学校明細書」では、「入学生徒ノ学力」として、「二年生 初メテ学ニ就シ者、二年生 仏国民法人事及財産ノ部日本刑法及治罪法ヲ読得ル者」とある。この「初メテ学ニ就ク」という表現が、入校以前の学歴を不問とすることなのかは分からないが、二年生では少なくとも翻訳法典や現行法典を読むことのできる能力は要求されていた(前掲『明治大学百年史 第一巻史料編1』、九八頁)。なお、一八九一年の特別認可学校規則により、入校条件が「高等普通教育修了者」となったことは前述した。
- (15) Wigmore, loc. cit.
- (16) loc. cit.

終章

一「能力のある者たちを可能な限り徹底的に教育する」——これが、明治日本、そして慶應という場を得て、法学教育者としてのウィグモアが到達した確信であった。だがこうした告白に到る道程は彼にとって決して平坦なものではなかったであろう。再言を厭わず述べれば、それは彼が招聘された時の我が国が、既にその国家制定法の礎を大陸法に定めていたという事実による。そしてこの点は、明治日本とウィグモアとの関係を考えるに当たって、決して見逃せないトピックなのである。再びウィグモアの言葉に耳を傾けよう。

あと一年も経たずに新しい法典が公布されようとしているその時に、特別に雇用された外国人教師によって部分的にも講義がなされ、その講義も専ら英法のみが内容となっているような法律学校が新設された事実から、法典の実現性を確信し得た人(1)はなんと僅かであったか。

別の箇所での「新法典」とは一八九〇年(明治三年)の四月と一〇月に公布された「(旧)民法」を指すことが明らかである。だから、いささか誇張が含まれるものの「英法のみが内容となっているような法律学校」とは、一八八五年(明治一八年)設立の英吉利法律学校ではなからう。だとすればこの学校とは、九〇年一月開校の慶應の大学部法律科を指し、もはやいうまでもなく「特別に雇用された外国人教師」とはウィグモア自身を述べたものである。そして右引用をいささか深読みすれば、アングロ・アメリカ法教師として招かれた自らのイニシアティヴをいよいよ発揮するべく新学校の創設に意欲を燃やしていた彼にとって、民法典の公布はまさしく寝耳に水の出来事であり、現に日本にいる自らを顧み、その存在理由を問いた正さざらう得なかったものではあるまいか。この「終章」の冒頭に掲げた彼の言葉の裏には、そんな逡巡をししばし重ねた彼の姿が見えるような気がする。

一九三八年にウィグモアは、「アングロ・アメリカ法体系の将来」という論文を発表した。大陸法Ⅱロマン法体系

とアングロ・アメリカ法体系という「友好的な競争者」(rivaux amicaux)の将来を論じるといふ趣旨から、それぞれの法体系の世界的な拡張の展望が比較された。全体の論旨は、法典という法様式を持つロマン法体系に軍配があげられるのだが、そこに自国法の改革の模範としてこの二つの法体系を選択肢としてかつて歴史上持ち合わせた明治日本⁽³⁾の状況が以下のように活写される。

日本において、この選択の過程はこの上なく決然とかつ組織的に遂行された。イギリス・フランス・ドイツそしてアメリカ合衆国という四カ国それぞれから有能な法律家が雇用されたのは、いまから五〇年前のことであった。そこで公正な試合がその後一〇数年に亘ってこの四者に課せられた。イギリスの法律家は、彼の後年の任務において、彼が自国の法を称賛していることを示した。⁽⁴⁾アメリカの法律家は日本の外務省の最も信頼される顧問になった。しかし、それらの二つの国のいずれの法体系も、フランスやドイツ法典の競争相手にはならなかった。⁽⁵⁾

この引用にある「外務省に信頼されたアメリカの法律家」⁽⁵⁾とはウィグモアではない。しかし、法典の包括的継受という手段により「近代化」を進める日本においては、やはり大陸法が立法の範型として優れており、アングロ・アメリカ法がそうした「国家選択のレース」(race for national adoption)に敗北したことを彼は目の当たりに認めざるを得なかったし、⁽⁶⁾それから約五〇年を隔てた右の論文では、その「経験」が彼の比較法学的知見の形成にすら影響を与えていたことを予感させるのである。だからこ彼は、大陸法が「適合するにたやすく、教えるにわかりやすい」⁽⁷⁾ことを十分に認識した上で、日本人に雇用されたアメリカ人教師として、「日本の法学教育におけるアングロ・アメリカ法の正当な地位とはいかにあり得るのか」⁽⁸⁾と真剣に自問せざるを得なかったのである。そして彼はひとつの結論を導き出す。それはアングロ・アメリカ法の「実際性格」(practical character)こそが、⁽⁹⁾「学生⁽⁹⁾のトレーニングの中でとてつもなく重要な要素となる」ことを断言したのである。ここに本稿第一章第二節で述べた、「ケース・メソッド」が採用される意義があった。なぜならこの教育方法は、その「帰納の動的なメカニズムを重視すれば、それは『リー

ガル・マインド』の養成を教育目的とすることになるし、発見された不動の法原則の教授を目的とすれば、ケース・メソッドは、判例研究による嚴格法の習得法になり得るのである⁽¹⁰⁾。まさしくこのことは、前に見たウィグモアの開校演説が、「法原理」に定礎された普遍主義的な色彩を基調としながら、個々の法的问题処理を前提とした法的推論能力の養成をも等しく目的に掲げていたことに共鳴する。

私法に属する契約法や私犯法などは「ラングデル式」の教授法に依られ、或る事件を問題として提出し、博士より各学生に対し問を発して意見を述べしめ、其の是非を判断して大体の理由を説示し、更に判決例を読ませて法理を説明せられました⁽¹¹⁾。

これが、当時慶應で行われたケース・メソッドの数少ない証言のひとつである。だが、この方法が当時の日本において試みられたもうひとつの隠された重要な意義があった。それは次のウィグモアの洞察に端的に現れている。

一国民全体の法概念が一時期に変わるということはあり得ない。特に、その国民が立法（成文法）に基づいて生活してきたのではなく、慣習の中に息づいてきたところでは。若い卒業生を実務法曹の世界に、現に広くゆきわたっている権利義務のいかなる（予備）知識なく送り出すことは、教育の目的において誤っていると考える。たとえ新法典の施行がなんとしても望まれ、その反面で旧慣の廃止がいかなる仕方でも求められるとはしても、学生たちに彼らの顧客たちが身を置く概念（考え方）⁽¹²⁾についてのアイディアをいくらかでも与えることは考慮の内に含めて良からう。

ここには、国家制定法と「卒業生の顧客たち」が身を置く民衆法という二元的なパースペクティヴが見られる。彼は国家主導型の法典編纂や法学教育の再編がすすめられている傍ら、「今日国のあらゆる地方において未だ優越している慣習法」⁽¹³⁾を考慮して、これを講義科目の内に含めている学校がほとんどないことに、強い疑問を抱いていた。いわばこうした法の歴史的現実を見据えつつ、普遍的な近代法原理の教授を果たすという意味が、ウィグモアのケース・メソッドには込められていたのである。それは明治中期の日本にあって、未だ地域的に錯雑した状況にあった旧幕府体制下からの慣習法や民衆の生活規範の中に、隠れたルールとしての法の存在を確信しそれを発見する能力、すなわち国家法とは異なる次元に生息する規範と近代法原理をリンクさせる能力を持つ人材の養成を体系的にしかも

「徹底的」に行うことが、彼の日本＝慶應義塾大学部法律科における教育の理想であり理念であった。

だが、この面でも彼は敗北を喫する。「分量の多い判決例を読破するに骨が折れたので、充分に咀嚼することが出来たとは云へません」とは、第一期卒業生の率直な感想である。レクチャー方式を併用した授業展開ではあったが、ケース・メソッドは本来、教師、学生を問わず、極めて能動的な授業参加の態度を要求するから、教師学生の双方ともその準備に相当の時間を費やさなくてはならない。特に、学生の方に言語的なハンディがある場合にはなおさらである。⁽¹⁴⁾この点でも、大陸法による既製の法学の輸入に急ぐ我が国は、この教育方法の根付きにとってよき土壌とはなり得なかったのである。

二 本稿では、その第一章として法律科の「前史」とウィグモアの教育目的や方法を語り、第二章でウィグモアを迎えた法律科が「不振」となり、時代適的な方針が定まる中、彼の試みた教育のいわば「挫折」を語らざるを得なかった。これで明治中期における慶應の法学教育に、いかなる未来が描き出せたのであろうか。この場合、およそ教育効果とは、数値や可視的なものとしては表れないところにその真価が発揮される、と言うことはたやすい。しかし、およそ教育が人間による次代の人間を作り出す営みであるとしたら、その歴史的な評価にあたっては、少なくともその当初の目的や動機を、その営み全体の方向を決定する契機として検討しておく必要がある。本稿の目的はここにあった。つまり、それが法学教育であれば、いかなる法的人間像が理念としてそこに求められたのが吟味されなくてはならない。

なるほど、高額な学費や、入試の難しさもさることながら、監督条規や、特別認可を受けない（あるいは受けられない）ことから、卒業生に官途が狭められ、また政府からの補助金も支給されず、⁽¹⁵⁾その上、学生には徴兵免除の特典もない状況では、学生の興味を引くことはできない。「立身出世」⁽¹⁶⁾の学、「パンのための学」としての法律学は、昔も今⁽¹⁷⁾

も変わらない。だが、以下に掲げる引用は、福沢のいう「学問を通俗の便宜に使用すべし」⁽¹⁸⁾との実学思想から推すところ、いわば「生きるための法律学」を語った文脈の中に現れる。その趣旨は「パンのための法律学」とは随分と違うのである。

抑も法律学なるものは、必ずしも法⁽¹⁹⁾庭に訴えを聴き又法庭に罷出で曲直を判断し勝敗を争ふがための用意にあらず。

法律は人間生々必須の学と云ふも可なり。蓋し彼の判事となり代言人となるがために法律を学ぶと云ふ者は、未だこの学の区域を知らざる人の考たるに過ぎず。⁽¹⁹⁾

医学が医学者の養成のためにだけあるのではないように、法律学もまた官吏や裁判官・弁護士になるためだけにあってはならない。医学が予防衛生を目的とするならば、自己の身体健康を気にかける万人において最低限の医学の素養がなくてはならぬように、法律学も、いわば近代社会の構成員たる者であれば、自己の権利・義務に疎くあつてはならない、自らの権利主張、他者からの権利侵害に敏感であれと述べる。そして、法律は鋭い刀のようなものだから、「常に黙して法理を言はず、言へば則ち必ず法敵を斃して自家の権利榮譽を護るべきなり」と述べ、むしろ法は使わないところに妙味があるとさえ言う。一種の紛争の予防学的な法⁽²⁰⁾（学）の在り方を述べたものだが、この発言が、一八八五年（明治一八年）の英吉利法学学校の開校式式辞であるとしたらどうか。おそらく、社会的上昇に燃える法律学校入学者には、ある種ふ抜けた印象を与えたのかもしれない。

この、いわば「万人が法を学ぶべし」との福沢の発想がウィグモアの知るところであったのかは分らない。⁽²¹⁾もとより法学の専門教育者としてのウィグモアの為すべきことは、ともかくも新時代を担う法律専門家の養成にあったことは確かであろう。駆け出しの教育者として彼は、自らの未だ風化していない経験に基づく方法を法律家養成に必須のスキルと信じて、これをひたすらに実践した。⁽²²⁾しかし彼の試みたその方法は、国家法が破竹の勢いで整備される中、余りにも時間と労力を必要とするものであった。だが、大陸法という外国法に準拠した国家法とは異なる、民衆

法という別次元の法の世界を知る彼にとって法律家とは、まさしくこの二元的な法環境の中で、何が本当の法であるかを見抜く能力を備えた者であった。彼にとって、まずもって法律学校で教授されるべき「日本法」とは、整備されたつつある国家法典ではなく、民衆の身をおく旧時代から連続する規範としての日本法であった。そしてこの知見は、ウィグモアが日本法の歴史、とりわけ徳川期の民事判決例や慣習法の研究に、あたかも教育の領域において失った領地を取り戻すかのような勢いで向い、とうとう自らが日本法(史)研究者とならざるを得なかった程に、当時の日本人の理解からは遠く離れていたものである。

以上に明らかにした通り、福沢とウィグモアは、その立場は異なるにしても、なにもかもが国家法一元的に収斂していく当時の日本の法学界の中では、かなり異彩を放つ意見の持ち主であった。しかし、こうした国家法(裁判規範)と民衆法(行為規範)の二元性が、今もなお我が国の社会では克服されていないとの意見を前提にするならば、ウィグモアを擁した創設期大学部法律科の試みとその「挫折」は、今一度検討し直されてもよいのかもしれない。そこに、これまで顧みられてこなかった我が国における近代法の別の歩み方が模索されたことを記憶に留めながら。

(1) John Henry Wigmore, *Legal Education in Modern Japan*(1), in: *The Green Bag*, 5 (1892), p. 19.

(2) John Henry Wigmore, *L'avenir du système juridique anglo-américain*, in: *Introduction à l'étude du droit comparé* (*Recueil d'Études en l'honneur d'Édouard Lambert*), tome II, 1938, Paris, Sirey, p. 104.

(3) イギリスの法律家とあるのは、おそらくカークウッド(William Montague Hammett Kirkwood, 1850-1926)であろう。彼の来日は、一八七四年(明治七年)のことと言われ、八二年以降は在日英国公使館、領事館の法律顧問であり、また日本における英国王室代言人(Her Majesty's Crown Advocate)であった。文中にある「彼の後年の任務」とは、彼が八五年以降、司法省に招聘されたことを指すのであろう。彼はそこで、「英国判決録発行手続具申書」や、「現行民事手続意見書」などを草し、イギリス法学者としての知見を求められていた。さらに、条約改正とのからみから、日本の諸法典の英訳を一手に引き受けていたことも知られる。後に千島艦事件において日本側代理人として名を連ねるが、一九〇一年に司法省を満期解雇となる。勲二等旭日重光章が授与された。以上、手塚豊「司法省御雇外人カークウッド」(初出年一九六七年)『明治史研

究雑纂（手塚豊著作集第一〇巻）『慶應通信、一九九四年、二〇五頁以下。

(4) *ibid.*, p. 107.

(5) おそら、ヘンリントン (Henry Willard Denison 1846-1914) であろう。アメリカ・ヴァーモント州生まれ。一八六九年（明治二年）に神奈川県領事裁判所付判事に任命され、副総領事となる。八〇年五月に外務省万国公法副顧問として同省の雇いとなる。以降、没年に至る三四年間外務省の法律顧問として在職する。八七年より本格化する日本の条約改正交渉に一貫して臨み、九四年の改正新条約の日英通商航海条約の調印により勲二等に叙せられ、日清戦争行賞で勲一等に昇叙、さらに日露講和会議では小村寿太郎を補佐し、勲一等旭日大綬章を受ける。その後国際司法裁判所判事にも任命されるが、一九一四年（大正三年）東京で没する（外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『新版 日本外交史辞典』山川出版社、一九九二年、六一七頁）。なお、法律科開設時のウィグモアの片腕であった、沢田俊三は、このデニソンに師事したこともあった（本稿第二章第三節註2参照）。

(6) *Wigmore, op. cit.* (note 1), p. 19.

(7) *ibid.*, p. 20.

(8) *loc. cit.*

(9) 例えば、「英国法学の風の如きも、法律の学理を後にして法律の実施適用を先にす。故に英法を学ぶ者は法律の適用に敏捷なり」とは、穂積前掲「英仏独法学比較論」、三三八頁以下。また当時の広く法曹養成教育一般と外国法に準拠した法学教育との関連については、増島六一郎が一八九〇年の六月一八日に、日本アジア協会にて報告した論文、Rokuchiro Masujima, "Modern Japanese Legal Institutions", in: *Transactions of The Asiatic Society of Japan*, vol. XVII, Part II, October, 1890, p. 248ff. が興味深。増島は、東大法学部を卒業後、八〇年（明治一三年）に代言人事務所を開くが、その後ミドル・テンブルで学び、英吉利法学学校の開設に深く関わる（利谷信義「増島六一郎」潮見俊隆編著『日本の弁護士（法学セミナー増刊）』日本評論社、一九七二年、六八頁以下）。ウィグモアは、この日本アジア協会の民族誌研究委員会を任せられ、その本拠地は三田山上に置かれた。彼の日本（法）認識の重要な機会となったであろう。

(10) 松浦前掲「Law as Science」論と十九世紀アメリカ法思想——ラングデル法学の意義——(11)『阪大法学』第二二五号、一九八二年、七五頁。また同氏は最近、とくに一九世紀後半の「合衆国のロー・スクールは、先例の統一、学説の統一、均質的な法的な知の構築を押し進めたのではなく、高度に洗練された法的分析、法的論争の技術を発展させた」として、同時期合衆国の地方的・分権的体制を支える役割を果たしたことを述べておられる（同「知の制度の法的政治的意義——十九

世紀アメリカ合衆国における法学学校を素材に」前掲比較法史学会編『制度知の可能性』、八八頁。ラングデルによって考案されたケース・メソッドが全国にその称賛者を獲得してゆくにつれて、テキストに収録される判例の範囲も、かつてのイギリスの古い判例から次第に連邦や各州の多様な判決例に拡張していったのだが、ここに初期のケース・メソッドが目指していた一貫したルールの発見という目的が変質し、多様な法の現実を前にしての個々の法律家における分析・議論能力修得のためのトレーニングが目指されるようになった。松浦氏によれば、その転換は、ラングデルに次ぐエイムズを迎えたハーヴァード(1895-1910)において模索されていたという。いずれにしても、そうしたプラグマティックな思考方法は、まさしく法を道具視する視点でもあり、またそれ自体、強力な中央集権を指向する国家の下での、統一・整序・管理という法のニュアンスとは随分異なるものである、と松浦氏は述べる。この重要な指摘を前提とすれば、ウィグモアは、まさに成熟したラングデル期のロースクールに学び、ケース・メソッドの上記の機能が徐々に転換し始めたことを感知していたのだろう。そして、彼が法典による統一化を進める日本において実践しようとした法学教育とは、こうしたプラグマティックな性格に貫かれたものであったことを改めて重視しておきたい。

(11) 鈴木前掲「ウィグモア博士に関する感想」、一二頁。

(12) Wigmore, op. cit., p. 22.

(13) *ibid.*, p. 21. ウィグモアは、当時東大に開講されていた「日本古代法律」に興味を示している。尤も、そこで語られる法が公法が主であって、私法領域の慣習法でないことは指摘されている。このウィグモアの論文では、当時の日本の代表的な法律学者が紹介されるが、小中村清矩や内藤耻叟についての簡単な紹介もなされている。

(14) Wigmore, op. cit., p. 80. ケース・メソッドの導入は法原則の自己発見を促すものだが、日本の学生については言語能力の問題もさることながら、彼らにとっての教育とはそもそも、一定量の情報の吸収に終始することであり、知的発見を伴うトレーニングは、不自然かつ迷惑なものとしてとらえられる。彼らの欲するのは、教師の提供する知識と結論なのである。だから、この実際的な方法を実施してゆくことは難しい。(大意)「ウィグモアのこの指摘には極めて傾聴に値するものが含まれているが、当時の日本にあって、この意欲的な方法が全く新しいものであり、日本人のほとんどが未経験であったことも考慮したい。

(15) 早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学百年史別巻I』、二七〇頁。

(16) E・H・キンモンス、広田照幸・加藤潤・吉田文・伊藤彰浩・高橋一郎訳『立身出世の社会史——サムライからサラリーマンへ——』玉川大学出版部、一九九五年は、極めて興味深い示唆を与えてくれる。また門脇厚司「日本的『立身・出世』の

意味変換——近代日本の精神形成研究・覚書——」（日本教育社会学会編『社会移動と教育——教育社会学研究第二四集——』一九七九年）、九四頁以下も参照されたい。「法律学」がいかに当時の青年の心を捉える対象となったのか、この「立身出世」というエピソードを媒介にして社会史的な手法による解明が効果的であろう。

(17) 天野前掲『学歴の社会史』、九八頁以下。

(18) 例えば福沢諭吉「慶應義塾学生諸氏に告ぐ」（初出年一八八六年）『福沢諭吉全集 第一〇巻』岩波書店、一九六〇年、五四九頁以下参照。

(19) 福沢諭吉「英吉利法律学校開校式の演説」（初出年一八八五年）前掲『福沢諭吉全集 第一〇巻』、四三五頁。なお、この演説は、先に手塚豊「福沢先生の法学観」（『三田評論』第四七八号、一九三七年）に紹介されるが、この手塚論文に掲げられる福沢の演説は、口述筆記によるもので、彼の口調がリアルに引き写されている。その口述筆記の全文は、『明法志林』第一〇五号、一八八五年の「雑報欄」、四五一頁以下にある。

(20) この予防法学的知見は、明治日本において福沢の独創というわけではなさそうである。例えば代言人増島六一郎においても、予防法学的見地からの書証業務を重視した発言・活動を行っている（利谷前掲「増島六一郎」、九三頁以下）。そこには、あるいはアングロ・アメリカ法的文化や素養に裏打ちされた法実務的背景があるのかもしれない。

(21) 大学部初代の三人のアメリカ人教授のうちで、福沢に最も親炙したのはウィグモアであったことが伝えられる。西川前掲『大学部開設百年』、三二頁では、それはウィグモアが若年であるということ、「たぶん人懐っこい性格であった」からであろうと記されているが、本稿でもしばしば引用したエンマの書簡の中にも、そうした横顔が見え隠れする。

(22) 高柳賢三は、ウィグモアはこのケース・メソッドの創始者ラングデルを称賛するについては人後に落ちなかったと記している。しかし興味深いのは、彼が更に、歴史・哲学・文学等の「広い背景の教養を織り込む」ことが大切であるとして、ノース・ウェスタン大学のロースクール学長の時に、法理学（ジュリスプリュデンス）を「アナリティカル」「ヒストリカル」「フィロソフィカル」に分け、その上「イリノイ法」なる授業も設け、実務家と学生との交流を密にしたということである（高柳前掲『米英の法律思潮』、二八五頁）。こうした彼の本国での法学教育思想については、別個の考察対象とせざるを得ないが（最近発表された、宮島里史「ポール・キャリントン先生講演 ウィグモア先生 アメリカ法学界の一碩学の歩みに見る、法律家の姿と法へのアプローチ」『桐蔭法学』創刊号・一九九四年、二一九頁以下が、このことに触れる。また、『Northwestern University A History 1855-1905, Vol. 4, New York, 1905, pp. 53-85』にウィグモアの手になる、ロースクールにおける教育の歴史が書かれている）、その礎が彼の三年間の滞日経験によって与えられたものかどうかは、われわれの立証すべき

事柄であろう。

(23) むろん、彼の“Law and Justice in Tokugawa Japan”の訳業・刊行に至る活動を念頭においている。この過程における彼の日本法認識の深まりや日本法史家との交流、更には英訳の原本たる『徳川民事慣例集』などの原史料との遭遇、及びその組織的な翻訳作業などについては、別稿にて追跡するつもりである。

(24) 川島武宜『日本人の法意識』岩波書店、一九八七年版、一五頁以下。

〔一九九五・九・二六稿〕

〔付記〕 本稿は、直接には、一九九五年六月二四日の三田史学会シンポジウム“福沢研究の新しい視角を求めて——とくに史料論との関連において——”の席上、「ウィグモアの見た創設期大学部法律科」と題して行った筆者の報告を基に執筆したものである。しかしその土台は、法律学科開設一〇〇年目の年、一九九〇年一月一四日に法学部の若手教員有志で企画し、福沢研究センターが主催した小講演会“我が国の近代法学の確立と慶應義塾”において筆者が報告した、「大学部法学教育の濫觴」において既に与えられていた。両報告に際し数々のご示教を頂戴したことを感謝致したい。

(表6) 創設期法律科卒業生(途中退学者も含む)一覧

◆ [1890(明治23)年入学-92(25)年卒業者]

氏 名	出身地	卒業後職業
市 川 高 策	山 梨	筑豊鉄道会社員(29)
神 戸 寅次郎	静 岡	慶應義塾教員(普通部)後、大学部法律科教務主任(29など)
鈴 木 治 郎	新 潟	弁護士(29),後、陸軍指定弁護士(塾)
長 嶋 金 夫	千 葉	水産業(29)
安 田 勝	京 都	堺酒造業組試験所支配人(29)
(以下途中退学者)		
入 谷 文四郎	愛 媛	(1883・5入社, 89・12正則科出)
中 嶋 信	群 馬	(1886・3入社)
望 月 小太郎	山 梨	1891に渡英, 93にバリスター取得。後、英文通信社社長(名)
渡 辺 秀次郎		死亡

◆ [1891(明治24)年入学-93(26)年卒業者]

氏 名	出身地	卒業後職業
河 井 芳太郎	愛 媛	帝国商業銀行員(29), 千代田瓦斯株式会社員(44), 横浜電線会社支配人(名)
小 林 長太郎	埼 玉	日本郵船社員(29)
杉本(神崎)平二	福 岡	農業(29), 銀行員(44), 三井信託株式会社副社長(塾)
高 橋 光 威	新 潟	福岡日々新聞主筆記者(29), 後、1902年に内務大臣秘書官, 衆議院議員(政友会専務調査員)(44)(名), 会社重役(44)
長井於 菟四郎	東 京	慶應義塾寄宿舎舎監(29), 古河製業会社大阪販売店長(44)
(以下途中退学者)		
鈴木精(誠)一郎	神奈川	(1891・1入社)

◆ [1892(明治25)年入学-94(27)年卒業者]

氏 名	出身地	卒業後職業
堀 口 米次郎	東 京	山陽鉄道会社員(29)
(以下途中退学者)		
平 川 徳之助	東 京	(1890・1入社)

◆ [1893(明治26)年入学-95(28)年卒業者]

氏 名	出身地	卒業後職業
伊 東 徳太郎	熊 本	(1890・10入塾, 93・4別科卒, 95・12法律科卒)
松 本 開 薫	鳥 取	1898に渡英, 1902にミドル・テンブルにてバリスター取得, 03に慶應義塾大学教授(法理学担当), 08に第七高等学校教授, 17に再び慶應大学の教授(関), 尚「塾員名簿」では、教育及英文訳著述(44)とある
(この期は新たに設置された日本法律科3年級への転科者がた。以下は日本法律科卒の者)		

青木 長之助	福井	酒造業(29)(44)
橘 頼文	富山	西本願寺僧侶(44)
亀井 陸郎	大分	時事新報特派員(44)

◆ [1894(明治27)年入学-96(29)年卒業者]

氏名	出身地	卒業後職業
(この期は、全員が2学年に進まず、途中退学をした)		
紀内五郎	長崎	台湾総督府役人(名)
佐原篤介	広島	1895・1より増島六一郎弁護士事務所勤務、後、新聞各社の通信員、上海マージャー新聞編輯長(名)
山田太郎	鳥取	渡来してイエール大学に留学(名)
山中高之助	茨城	農業(29)(44)

◆ [1895(明治28)年入学-97(30)年卒業者]

氏名	出身地	卒業後職業
青木 徹二	岐阜	1898司法官試補、99塾より海外留学、後1908まで慶應義塾大学にて商法担当(名)、弁護士(44)
阿部 文一郎	岩手	富士紡績会社員(44)
佐藤 又一	熊本	九州鉄道管理局保険掛長(44)
中嶋 多嘉吉	高知	会社員(44)

(以下、落第の後、卒業年か延びた者)－関連事項はその卒業生の欄に掲出する。

浦和 八郎*		
末繁宇(卯)三郎*		

(以下、落第の後、日本法律科2年級へ転入し卒業年を同じくする者)

麻生 匡雄	千葉	農業(44)
南部 利克	東京	子爵(44)

(以下、落第の後、日本法律科97年時1年級へ転入)－関連事項はその卒業生の欄に掲出する

宮崎 大三郎▽		
---------	--	--

(以下、落第の後、原級に留まるか再度落第した者)－関連事項は再度落第年の欄に掲出する

山縣 明七*		
--------	--	--

(以下、途中退学者)

河村 寛裕(祐)	北海道	内国生命保険会社取締役(44)
北爪 牧	埼玉	(1892・1入社、1894・4正科出)
永田 成美	福岡	福岡日々新聞、九州日報記者(名)、大阪帝國新聞社員(44)

◆ [1896(明治29)年入学者-98(31)年卒業者] ①-「正課」

氏名	出身地	卒業後職業
奥田 栄次	鹿児島	農業(44)、鹿児島県会議員(15)
浦和 八郎*	愛媛	今岡商会支配人(15)
末繁宇(卯)三郎*	山口	農業(5)

ウィグモアの法律学校

(以下、落第の後、卒業年が延びた者)－関連事項はその卒業年の欄に掲出する		
今 井 宣 二△		
(以下、落第の後、原級に留まるか再度落第した者)－関連事項は再度落第年の欄に掲出する		
湊 鶴 吉△		
(以下、途中退学者)		
岩 泉 栄次郎	岩 手	(1891・1入社, 1891・9正則科出)
米 光 長三郎	山 口	(1892・9入社)
山 縣 明 七*	山 口	(1889・5入社)

・ [1896(明治29)年入学者－98(31)年卒業者] ②－日本法律科

氏 名	出身地	卒業後職業
西 村 右一郎	山 口	農業(44)
(以下、落第の後、卒業年が延びた者)－関連事項はその卒業年の欄に掲出する		
篠原 仙一(市)△		
(以下、途中退学者)		
海老原 郁太郎	茨 城	実業(44), 農業(15)
本 山 隆 治	新 潟	県農会代表者(名), 農業(44)

◆96年に2年級にのみ名が現れ、以後見えない者(中途退学したものと思われる)

氏 名	出身地	卒業後職業
松 井 康 義	東 京	子爵(44), (名)

◆ [1897(明治30)年入学者－99(32)年卒業者] ①－「正課」

氏 名	出身地	卒業後職業
今 井 宣 二△	神奈川	(1893・2入社, 99・12法律科出)
(最終年級まで及第しているが卒業はしていない者)		
濱 貞 男	福 岡	(1892・5入社, 1896・7正科出)
(以下、途中退学者)		
市 河 真 一	静 岡	(1895・1入社)
湊 鶴 吉△	秋 田	秋田市会議長, 秋田銀行監査役(15)

・ [1897(明治30)年入学者－99(33)年卒業者] ②－日本法律科

氏 名	出身地	卒業後職業
實 藤 盛 久		農業(44), 農業(15)
篠原 仙一(市)△	長 野	1907日本冷蔵会社取締役(名), 松山紡績会社支配人(44)
宮 崎 大三郎▽	北海道	新聞記者, 北海道開墾業(44)

表註

- ・それぞれの期の名前は、50音順で配列する。
- ・途中で落第した者は、入学年次の欄にも名を掲げるが、卒業後の情報などは、卒業年次の欄に再び名前を出した際に載せた。名前の対照については、*・△・▽などの記号を用いている。
- ・本表で用いた資料名とその略号は次の通りである。
『慶應義塾塾員学生姓名録』（明治29年9月）；(29)・『慶應義塾塾員名簿』（明治44年9月）；(44)・『慶應義塾塾員名簿』（大正15年11月）；(15)・『慶應義塾出身名流列伝』（三田商業研究会編・明治42年6月）；(名)・『慶應義塾塾誌』（昭和6年9月）；(塾)・慶應義塾福沢研究センター所蔵「塾員関係資料」；(関)